

土木工事共通仕様書(2024年7月) 改定箇所一覧(概要)

編	章	改定項目	年月 (最新)	
第1編	共通	第1章 総則	第1～4節	2024年4月・7月
		第2章 工事材料	第5節、第7節、第12節	2023年7月
		第3章 一般施工	第9節	2024年7月
		第4章 出来形管理	出来形精度	2023年7月
		第5章 様式集	目次の注記、様式	2024年7月
		付録 工事書類一覧表	契約・工事関係書類・手続一覧	2024年7月
		付録図 作業標準及びプロセスチェック	誤字誤謬	2023年7月
		付録表 品質・出来形管理項目表	コンクリート	2024年7月
第2編	建設工事	第1章 基礎工事	第3節	2023年7月
		第2章 下部工事		2019年7月
		第3章 鋼桁及び鋼製橋脚工事	第3節、第5節	2023年7月
		第4章 床版工事		2020年7月
		第5章 RC・PC桁工事		2019年7月
		第6章 塗装工事		2020年7月
		第7章 道路工事	第3節	2023年7月
		第8章 トンネル工事	第4節	2024年7月
		第9章 開削トンネル工事		2019年7月
		第10章 シールドトンネル工事		2019年7月
		第11章 舗装工事	第3節	2023年7月
		第12章 道路付属物工事	第4節	2023年7月
		第13章 様式集		2019年7月
第3編	補修工事	第1章 鋼構造物補修工事		2019年7月
		第2章 コンクリート構造物補修工事	第4節	2023年7月
		第3章 舗装補修工事	第3節	2023年7月
		第4章 塗装塗替工事		2020年7月
		第5章 伸縮継手補修工事		2019年7月
		第6章 環境対策工事		2019年7月
		第7章 耐震補強工事		2020年7月
関係基準	1	出来高算出要領	第2節	2023年7月
	2	工事現場における保安施設の設置基準	第3節	2024年7月
	3	コンクリート単位水量管理基準		2020年12月
	4	コンクリートのアルカリ骨材反応抑制対策実施要領		2019年7月
	5	無収縮モルタル施工指針		2019年7月
	6	異形鉄筋スタッド方式頂版接合工施工要領		2019年7月
	7	塗料規格 (HDK規格)	第2節、第9節	2023年7月
	8	高架構造の出来形管理要領		2019年7月
	9	土工施工管理要領		2022年7月
	10	施工計画書作成要領	第1節～第3節	2024年4月
	11	データテーブル記入要領	第5節	2023年7月
	12	工事写真撮影要領	第2節、第9節、第11節、別紙	2023年7月
	13	エポキシ樹脂品質管理基準	第2節	2023年7月
	14	あと施工アンカー施工要領		2019年7月
	15	契約後VE方式の実施要領		2020年7月
	16	電子納品に関する手引き (土木設計業務・土木工事編)	第1章	2024年7月
	17	土木工事請負契約における設計変更ガイドライン	4～13	2024年7月
	18	工事一時中止ガイドライン		2020年12月
	19	週休2日制ガイドライン	第1章～第3章	2024年4月
	20	コンクリート構造物の非破壊試験要領		2020年7月
	21	設計・施工連絡会議 (三者会議) 実施要領		2019年7月
	22	ワンデーレスポンス実施要領		2019年7月
	23	工事版ウィークリースタンス実施要領	第2節、第3節	2024年4月
	24	Live立会・Web会議実施要領	第7節、別紙、別表	2023年7月
	25	建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用促進ガイドライン		2021年4月
	26	CIM活用促進ガイドライン		2022年7月
	27	工事関係書類等のスリム化ガイドライン	新設	2024年7月

## 土木工事共通仕様書(2024年7月) 改定概要

No.	編	章	節	項目	改定概要	備考
1	第1編	第1章	第1節	1.1.8 適用すべき諸基準	「(6)コンクリート標準示方書(規準編)」を記載	
2	第1編	第1章	第1節	1.1.8 適用すべき諸基準	文言の修正	
3	第1編	第1章	第1節	1.1.10 工事の下請負	施工体制台帳に、作業員名簿を含む旨を記載	
4	第1編	第1章	第1節	1.1.19 週休2日の対応	文言の修正	
5	第1編	第1章	第1節	1.1.39 保険の付保及び事故の補償	・「建設業退職金共済制度の履行」の内容を記載	
6	第1編	第1章	第1節	1.1.17 現場代理人等	国交省の「監理技術者制度運用マニュアル」の改定内容を反映	
7	第1編	第1章	第1節	1.1.43 Hi-TeLus(ハイテラス 阪神高速 工事情報等共有システム)	・特記仕様書に記載していたHi-TeLusに関する定型文を共通仕様書に記載	
8	第1編	第1章	第2節	1.2.6 品質確認	施工箇所が1km以上離れていない場合でも、点在している場合は複数の品質確認責任者を定めることができる旨を記載	
9	第1編	第1章	第2節	1.2.23 創意工夫等の評価項目に関する 取り扱い	文言の修正	
10	第1編	第1章	第3節	1.3.3 安全衛生管理	施工箇所が1km以上離れていない場合でも、点在している場合は複数の安全衛生管理点検者を定めることができる旨を記載	
11	第1編	第1章	第3節	1.3.10 防災対策	文言の修正	
12	第1編	第1章	第4節	1.4.1 一般	既済部分検査取扱要領の内容を反映	
13	第1編	第1章	第4節	1.4.2 しゅん工検査及び一部しゅん工 検査	請負工事検査要領の内容を反映	
14	第1編	第3章	第9節	3.9.7 配合設計	・コンクリート標準示方書[施工編:施工標準]の2023年度改定内容の反映。	
15	第1編	第3章	第9節	3.9.17 特殊コンクリート (2)暑中コンクリート	・国交省の土木施工共通仕様書の内容を反映 ・コンクリート標準示方書[施工編:施工標準]の2023年度改定内容の反映。	
16	第1編	第5章	目次	注記	「品質管理等に必要な項目が記載されていれば当該様式でなくてもよい」ことを強調するため、目次の注記を修正	
17	第1編	第5章		(様式-1-6.1)、(様式-1-6.2)	・工事成績評定の内容を反映。	
18	第1編	付録		契約・工事関係書類・手続一覧	・全既契約工事Hi-TeLus対象となったことに伴う検査関係書類の紙書類及び押印の省略	
19	第1編	付録表	-	コンクリート 表-3.9.7 配合設計	水セメント比の規格値を修正	

## 土木工事共通仕様書(2024年7月) 改定概要

No.	編	章	節	項目	改定概要	備考
20	第1編	付録表	-	表-2.5.5(2) 練混ぜ水、表-2.5.5(3) 細骨材、表-2.5.5(4) 粗骨材、表-3.9.16(1) 湿潤養生期間(標準)、表-3.9.17(1) (b)所要の圧縮強度を得る温度制御養生期間の目安(断面の大きさが「普通」の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省の土木施工共通仕様書の内容を反映</li> <li>・コンクリート標準示方書[施工編:施工標準]の2023年度改定内容の反映。</li> <li>・JIS改正に伴う変更</li> </ul>	
21	第2編	第8章	第4節	8.4.1 一般事項	文言の修正	
22	関係基準	-	第3節	工事現場における保安施設の設置基準	文言の修正	
23	関係基準	第1章	-	電子納品に関する手引き(土木設計業務・土木工事編)	6.2.2 工事における電子納品対象文書データテーブル表の提出方法を記載。	
24	関係基準	-	-	土木工事請負契約における設計変更ガイドライン	契約書の条項を修正、土木工事共通仕様書の内容を反映、入札説明書の内容を反映	
25	関係基準	-	-	土木工事請負契約における設計変更ガイドライン	設計図書照査項目一覧表の「(5)工事用道路」に、「現地状況に合わせて舗装構成を検討する」旨を記載	
26	関係基準	-	-	土木工事請負契約における設計変更ガイドライン	国交省の「設計図書の照査」の内容を反映	
27	関係基準	-	-	工事関係書類等のスリム化ガイドライン	新設	

工種 (頁)	—	改定年月日	2024年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)	現行 (元)			備考
<p data-bbox="409 932 955 1008">第1編 共通</p> <p data-bbox="528 1121 836 1176">第1章 総則</p> <p data-bbox="557 1528 807 1575">2024年7月</p> <p data-bbox="427 1675 943 1730">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1507 932 2053 1008">第1編 共通</p> <p data-bbox="1626 1121 1935 1176">第1章 総則</p> <p data-bbox="1656 1528 1905 1575">2023年7月</p> <p data-bbox="1525 1675 2041 1730">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="2338 1507 2617 1541">改定に伴う西暦変更</p>		

第1章 総則  
第1節 総則

1.1.8 適用すべき諸基準

受注者は、当該工事を実施するに当たり、設計図書に規定されていない事項については、次に示す諸基準等によるものとする。なお、「道路橋示方書」と「コンクリート標準示方書」の記述に差異がある場合は、「道路橋示方書」を優先するものとする。また、適用にあたっては監督員と協議するものとする。

… (中略) …

土木学会

- 1) コンクリート標準示方書 (基本原則編)
- 2) コンクリート標準示方書 (土木学会規準および関連基準+JIS 規格集)
- 3) コンクリート標準示方書 (設計編)
- 4) コンクリート標準示方書 (施工編)
- 5) コンクリート標準示方書 (維持管理編)
- 6) **コンクリート標準示方書 (規準編)**
- 7) トンネル標準示方書 (山岳工法編・同解説)
- 8) トンネル標準示方書 (開削工法編・同解説)
- 9) トンネル標準示方書 (シールド工法編・同解説)
- 10) 舗装標準示方書
- 11) プレストレストコンクリート工法設計施工指針
- 12) 膨張コンクリート設計施工指針
- 13) 鉄筋定着・継手指針
- 14) コンクリートのポンプ施工指針
- 15) 高流動コンクリートの配合設計・施工指針
- 16) 鋼構造架設設計施工指針

… (中略) …

日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事  
機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイド  
ライン

日本アスファルト乳剤協会 日本アスファルト乳剤協会規格 (JEAAS)  
地中連続壁協会 地中連続壁基礎工法ハンドブック (施工編)  
プレストレストコンクリート工学会 PC グラウトの設計施工指針  
国土技術研究センター PC ボックスカルバート道路埋設指針  
国土技術研究センター 鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指  
針

全国道路標識・標示業協会 道路標識ハンドブック  
国土交通省 道路標識設置基準 (令和元年 10 月)  
国土交通省 道路土工構造物技術基準  
建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について  
(建設省技調発第 188 号の 1 (平成 2 年 9 月 18  
日))

第1章 総則  
第1節 総則

1.1.8 適用すべき諸基準

受注者は、当該工事を実施するに当たり、設計図書に規定されていない事項については、次に示す諸基準等によるものとする。なお、「道路橋示方書」と「コンクリート標準示方書」の記述に差異がある場合は、「道路橋示方書」を優先するものとする。また、適用にあたっては監督員と協議するものとする。

… (中略) …

土木学会

- 1) コンクリート標準示方書 (基本原則編)
- 2) コンクリート標準示方書 (土木学会規準および関連基準+JIS 規格集)
- 3) コンクリート標準示方書 (設計編)
- 4) コンクリート標準示方書 (施工編)
- 5) コンクリート標準示方書 (維持管理編)
- 6) **トンネル標準示方書 (山岳工法編・同解説)**
- 7) **トンネル標準示方書 (開削工法編・同解説)**
- 8) **トンネル標準示方書 (シールド工法編・同解説)**
- 9) **舗装標準示方書**
- 10) **プレストレストコンクリート工法設計施工指針**
- 11) **膨張コンクリート設計施工指針**
- 12) **鉄筋定着・継手指針**
- 13) **コンクリートのポンプ施工指針**
- 14) **高流動コンクリートの配合設計・施工指針**
- 15) **鋼構造架設設計施工指針**

… (中略) …

日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事  
機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイド  
ライン

日本アスファルト乳剤協会 日本アスファルト乳剤協会規格 (JEAAS)  
地中連続壁協会 地中連続壁基礎工法ハンドブック (施工編)  
プレストレストコンクリート工学会 PC グラウトの設計施工指針  
国土技術研究センター PC ボックスカルバート道路埋設指針  
国土技術研究センター 鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指  
針

全国道路標識・標示業協会 道路標識ハンドブック  
国土交通省 道路標識設置基準 (令和元年 10 月)  
国土交通省 道路土工構造物技術基準  
建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について  
(建設省技調発第 188 号の 1 (平成 2 年 9 月 18  
日))

・「6)コンクリート標準示方書 (規  
準編)」を追記



<p>厚生労働省 環境省 日本グラウト協会 工事記録映像活用研究会 日本規格協会</p> <p>粉じん障害防止規則 水質汚濁に係る基準（環境省告示） 薬液注入工法の設計・施工指針 工事記録映像活用試行要領・同解説 各関係 JIS</p> <p><b>1.1.10 工事の下請負</b> (2) 施工体制台帳 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、建設業法第 24 条の 8 第 1 項の定めに従って記載した施工体制台帳（作業員名簿を含む）を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。記載内容に変更が生じた場合も同様とする。なお、建設工事の請負契約に該当しない資材納入、運搬業務、測量業務等について作成の必要はなく、添付が必要な書類は建設業法施行規則第 14 条の 2 第 2 項の定めによる。</p> <p><b>1.1.17 現場代理人等</b> (3) 主任技術者もしくは監理技術者、専門技術者 主任技術者もしくは監理技術者、専門技術者は、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどるため、当該工事に専任とし、工事現場の稼働期間中は、工事現場に原則常駐しなければならない。 ただし、専門技術者の専任及び常駐期間は該当工種の施工期間中のみとする。 なお、鋼桁等の製作工事においては、各製作工場における製作技術上の管理をつかさどるため、工場製作に関して豊富な知識と経験を有する専任技術者を、設置することができるものとする。 その他、特例監理技術者及び監理技術者補佐を含め、技術者の配置等については、受発注者協議の上、「監理技術者制度運用マニュアル」（国総研第 315 号 H16.3.1）に準じて適切に対応すること。 ただし、工事の競争参加申請時に専任補助者を申請し配置した工事における監理技術者については、特例監理技術者として配置しないこと。</p> <p>(4) 常駐・専任 現場代理人、専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者は、当該建設工事に関する打ち合わせや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修・講習・試験等への参加、休暇の取得、育児・介護、テレワーク、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系等その他の合理的な理由で、短期間（1～2 日程度）工事現場を離れることについて、その間における施工内容等を踏まえ、適切な施工ができる体制を確保することができる場合は差し支えない。それを超える期間現場を離れる場合、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合、周期的に現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請へ連絡の上、同意を得た上で行うことができる。ただし、いずれの場合も、監理技術者等が現地での対応が必要な場合は除く。 なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、</p>	<p>厚生労働省 環境省 日本グラウト協会 工事記録映像活用研究会 日本規格協会</p> <p>粉じん障害防止規則 水質汚濁に係る基準（環境省告示第 62 号） 薬液注入工法の設計・施工指針 工事記録映像活用試行要領・同解説 各関係 JIS</p> <p><b>1.1.10 工事の下請負</b> (2) 施工体制台帳 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、建設業法第 24 条の 8 第 1 項の定めに従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。記載内容に変更が生じた場合も同様とする。なお、建設工事の請負契約に該当しない資材納入、運搬業務、測量業務等について作成の必要はなく、添付が必要な書類は建設業法施行規則第 14 条の 2 第 2 項の定めによる。</p> <p><b>1.1.17 現場代理人等</b> (3) 主任技術者もしくは監理技術者、専門技術者 主任技術者もしくは監理技術者、専門技術者は、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどるため、当該工事に専任とし、工事現場の稼働期間中は、工事現場に原則常駐しなければならない。 ただし、専門技術者の専任及び常駐期間は該当工種の施工期間中のみとする。 なお、鋼桁等の製作工事においては、各製作工場における製作技術上の管理をつかさどるため、工場製作に関して豊富な知識と経験を有する専任技術者を、設置することができるものとする。 その他、特例監理技術者及び監理技術者補佐を含め、技術者の配置等については、受発注者協議の上、「監理技術者制度運用マニュアル」に準じて適切に対応すること。 ただし、工事の競争参加申請時に専任補助者を申請し配置した工事における監理技術者については、特例監理技術者として配置しないこと。</p> <p>(4) 常駐・専任 現場代理人、専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者は、技術研鑽のための研修・講習・試験等への参加、休暇の取得、育児・介護、テレワーク等その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請へ連絡の上、同意を得た上で行うことができる。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではない。 なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、監理技術者又は主任技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者、特例監理技術者又は主任技術者が担う役割に支障が生じないようにすること。</p>	<p>・文言の修正</p> <p>・令和 2 年 10 月からの作業員名簿の作成等の義務化の内容を反映。</p> <p>国交省の「監理技術者制度運用マニュアル」である旨を追記</p> <p>国交省の「監理技術者制度運用マニュアル」の改定内容を反映</p>
--	--	---

現場状況や不在期間、不在とする主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の状況等を踏まえ、例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保、リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保、その通信手段を活用した必要な資格を有する代理の技術者による対応等が考えられる。ただし、監理技術者又は主任技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者、特例監理技術者又は主任技術者が担う役割に支障が生じないようにすること。

#### 1.1.19 週休2日の対応

受注者は、週休2日に取り組み、その実施内容を監督員に報告しなければならない。

なお、週休2日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。

#### 1.1.39 保険の付保及び事故の補償

##### (1) 保険の付保

契約書第56条第1項に規定する、火災保険、建設工事保険その他の保険の付保は、設計図書に定めた場合を除き任意とする。

##### (2) 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

##### (3) 法定外の労災保険の付保

前記(2)による他、受注者は法定外の労災保険について加入しなければならない。

##### (4) 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

##### (5) 建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。

#### 1.1.43 Hi-TeLus（ハイテラス 阪神高速・工事情報等共有システム）

##### (1) 環境整備

Hi-TeLusの利用においては、下記の機器及び環境等が必要となるため、契約締結後、速やかに機器及び環境等の整備を行うこと。

[システム利用機器]

インターネットへの接続が可能なPC

#### 1.1.19 週休2日の対応

受注者は、週休2日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、週休2日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。

#### 1.1.39 保険の付保及び事故の補償

##### (1) 保険の付保

契約書第56条第1項に規定する、火災保険、建設工事保険その他の保険の付保は、設計図書に定めた場合を除き任意とする。

##### (2) 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

##### (3) 法定外の労災保険の付保

前記(2)による他、受注者は法定外の労災保険について加入しなければならない。

##### (4) 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

・ 文言の修正

・ 「建設業退職金共済制度の履行」の内容を追記

従来、工事ごとに特記仕様書に記載していたHi-TeLusに関する定型文を共通仕様書に記載するため



注) OS : Windows (サポート対象のバージョン) であること。  
注) ブラウザ : Microsoft Edge 又は Google Chrome であること。  
注) セキュリティパッチとウイルス対策ソフトは最新の状態であること。  
注) Hi-TeLus への接続認証のための電子証明書のインストールができること。  
なお、電子証明書については当社より提供する  
[ワンタイムパスワード発行用機器]  
E-mail アドレス又は SMS が受信できる携帯電話  
注) SMS (ショートメッセージサービス) は、ワンタイムパスワード受信のために利用する。  
注) 携帯電話種別 (フィーチャーフォン (通称ガラホ)、スマートフォン) は問わない。また、利用形態について公私利用の有無は問わない  
注) 原則、利用ユーザー毎に 1 アドレス又は 1 台必要

## 第 2 節 工事一般

### 1.2.6 品質確認

受注者は、前項の品質管理を行うとともに、この節 1.2.24「監督員が行う検査」の前に、原則として品質確認を実施し、「品質管理結果報告書」(様式-1-5)を速やかに監督員に提出しなければならない。

- (1) 工事の施工に先立ち、品質確認の体制、項目、方法等品質確認計画を策定し、施工計画書に記載すること。また、品質確認をつかさどる品質確認責任者を定め、工事打合せ簿により品質確認責任者届を監督員に提出すること。共同企業体を構成し工事を分担する場合や施工箇所点在型工事及びこれに準ずる工事においては、工事内容や施工場所に応じて複数の品質確認責任者を定めることができる。なお、鋼桁等の製作工事において、受注者が共同企業体であるなど複数の工場で製作が行われる場合には、品質確認責任者のほか品質確認をつかさどる品質確認主任を定めることができる。

### 1.2.23 創意工夫等の評価項目に関する取り扱い

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として特に評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式 (様式-1-6.1、様式-1-6.2) により提出することができる。

## 第 3 節 安全衛生管理

### 1.3.3 安全衛生管理

#### (1) 安全衛生管理点検者

受注者は、工事の施工に当たり、危険防止、健康障害の発生防止、労働災害防止等、安全及び衛生に関する事項の指導、教育並びに管理を行うため、当該工事の安全衛生管理に十分な知識と経験を有する者を安全衛生管理点検者として定め、工事打合せ簿により安全衛生管理点検者届を監督員に提出しなければならない。共同企業体を構成し工事を分担する場合や施工箇所点在型工事及びこれに準ずる工事においては、工事内容や施工場所に応じて複数の安全衛生管理点検者を定めることができる。なお、安全衛生管理点検者は、現場に常駐しなければならない。

## 第 2 節 工事一般

### 1.2.6 品質確認

受注者は、前項の品質管理を行うとともに、この節 1.2.24「監督員が行う検査」の前に、原則として品質確認を実施し、「品質管理結果報告書」(様式-1-5)を速やかに監督員に提出しなければならない。

- (1) 工事の施工に先立ち、品質確認の体制、項目、方法等品質確認計画を策定し、施工計画書に記載すること。また、品質確認をつかさどる品質確認責任者を定め、工事打合せ簿により品質確認責任者届を監督員に提出すること。共同企業体を構成し工事を分担する場合や施工箇所点在型工事においては、工事内容や施工場所に応じて複数の品質確認責任者を定めることができる。なお、鋼桁等の製作工事において、受注者が共同企業体であるなど複数の工場で製作が行われる場合には、品質確認責任者のほか品質確認をつかさどる品質確認主任を定めることができる。

### 1.2.23 創意工夫等の評価項目に関する取り扱い

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫及び技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として特に評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式 (様式-1-6.1、様式-1-6.2) により提出することができる。

## 第 3 節 安全衛生管理

### 1.3.3 安全衛生管理

#### (1) 安全衛生管理点検者

受注者は、工事の施工に当たり、危険防止、健康障害の発生防止、労働災害防止等、安全及び衛生に関する事項の指導、教育並びに管理を行うため、当該工事の安全衛生管理に十分な知識と経験を有する者を安全衛生管理点検者として定め、工事打合せ簿により安全衛生管理点検者届を監督員に提出しなければならない。共同企業体を構成し工事を分担する場合や施工箇所点在型工事においては、工事内容や施工場所に応じて複数の安全衛生管理点検者を定めることができる。なお、安全衛生管理点検者は、現場に常駐しなければならない。

施工箇所が 1km 以上離れていない場合でも、点在している場合は複数の品質確認責任者を定めることができる旨を追記。

・文言の修正

施工箇所が 1km 以上離れていない場合でも、点在している場合は複数の安全衛生管理点検者を定めることができる旨を追記。



<p><b>1.3.10 防災対策</b> 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号に基づき、自らの責任と費用をもって防災対策を講じなければならない。</p> <p>(1) 豪雨、豪雪、出水、強風等による災害の発生防止に当たっては、「土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課）」によるほか、管理者等からの条件を遵守し、災害を最小限に食い止めるための資機材を常備するとともに、防災体制を確立し、災害防止のための防災対策計画書を監督員に提出すること。</p> <p><b>第4節 検査員が行う検査</b></p> <p><b>1.4.1 一般</b></p> <p>(1) 検査員が行う検査 検査員が行う検査とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>① 契約書第32条に基づくしゅん工検査 ② 契約書第34条に基づく中間検査 ③ 契約書第40条に基づく一部しゅん工検査</p> <p><b>1.4.2 しゅん工検査及び一部しゅん工検査</b></p> <p>(1) しゅん工検査の内容 検査員は、監督員又は現場監督員及び工事関係者の立会いの下に、工事目的物について契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p>	<p><b>1.3.10 防災対策</b> 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号に基づき、自らの責任と費用をもって防災対策を講じなければならない。</p> <p>(1) 豪雨、豪雪、出水、強風等による災害の発生防止に当たっては、「土木工事安全施工技術指針（令和4年2月国土交通省大臣官房技術調査課）」によるほか、管理者等からの条件を遵守し、災害を最小限に食い止めるための資機材を常備するとともに、防災体制を確立し、災害防止のための防災対策計画書を監督員に提出すること。</p> <p><b>第4節 検査員が行う検査</b></p> <p><b>1.4.1 一般</b></p> <p>(1) 検査員が行う検査 検査員が行う検査とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>① 契約書第32条に基づくしゅん工検査 ② 契約書第34条に基づく中間検査 ③ 契約書第39条に基づく既済部分検査 ④ 契約書第40条に基づく一部しゅん工検査</p> <p><b>1.4.2 しゅん工検査及び一部しゅん工検査</b></p> <p>(1) しゅん工検査の内容 検査員は、監督員及び工事関係者の立会いの下に、工事目的物について契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p>	<p>・ 文言の修正</p> <p>・ 既済部分検査取扱要領の内容を反映</p> <p>・ 請負工事検査要領の内容を反映</p>
改定理由		
注意事項		

工種 (頁)	-	改定年月日	2024年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p>第1編 共通</p> <p>第3章 一般施工</p> <p>2024年7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>第1編 共通</p> <p>第3章 一般施工</p> <p>2023年7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>改定に伴う西暦変更</p>

### 3.9.7 配合設計

#### 《留意事項及び解説等》

##### (5)細骨材率

- 一般に、細骨材率が小さいほど、同じスランプのコンクリートを得るのに必要な単位水量は減少する傾向にあり、それに伴い単位セメント量の低減も図れることから、経済的なコンクリートとなる。しかし、細骨材率を過度に小さくするとコンクリートが粗々しくなり、材料分離の傾向も強まるため、ワーカビリティの低下が生じやすくなることに留意すること。
- 工事期間中に、配合選定の際に用いた細骨材に対して粗粒率が 0.2 程度以上変化するとワーカビリティに及ぼす影響も大きくなる。このような場合、配合を修正する必要がある。
- 細骨材率は圧送性に影響を及ぼすため、コンクリートの場内運搬を圧送で行う場合には、ポンプの性能、配管、圧送距離等に応じて、既往の資料や実績から適切な細骨材率を設定する必要がある。  
コンクリート標準示方書〔施工編：施工標準〕「9.2.2 コンクリートポンプによる現場内での運搬」や「コンクリートのポンプ施工指針[2012 年版]」を参考にすることができる。

### 3.9.17 特殊コンクリート

#### (2)暑中コンクリート

##### 《規定事項》

- 日平均気温が 25℃を超える時期に施工することが予想される場合には、暑中コンクリートとして施工を行うことを原則とする。
- 暑中コンクリートは、第 1 編付録表-3.9.17(2)によること原則とする併せてこの節に基づき実施することを原則とする。
- 減水剤、AE 減水剤及び流動化剤は、JIS A 6204 に適合する遅延形のものをを用いることを原則とする。
- 高性能 AE 減水剤は、JIS A 6204 に適合するものをを用いることを原則とする。
- 暑中コンクリートの場合、練混ぜから打込み終了までの時間が 1.5 時間以内を原則とする。
- 打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は 38℃とし、それ以外の場合は 35℃とする。

#### (4)その他の特殊コンクリート

##### 《規定事項》

- 上記「寒中コンクリート」「暑中コンクリート」「マスコンクリート」以外の特殊コンクリートについては、コンクリート標準示方書〔施工編：目的別コンクリート〕によるものとする。

### 3.9.7 配合設計

#### 《留意事項及び解説等》

##### (5)細骨材率

- 一般に、細骨材率が小さいほど、同じスランプのコンクリートを得るのに必要な単位水量は減少する傾向にあり、それに伴い単位セメント量の低減も図れることから、経済的なコンクリートとなる。しかし、細骨材率を過度に小さくするとコンクリートが粗々しくなり、材料分離の傾向も強まるため、ワーカビリティの低下が生じやすくなることに留意すること。
- 工事期間中に、配合選定の際に用いた細骨材に対して粗粒率が 0.2 程度以上変化するとワーカビリティに及ぼす影響も大きくなる。このような場合、配合を修正する必要がある。
- 細骨材率は圧送性に影響を及ぼすため、コンクリートの場内運搬を圧送で行う場合には、ポンプの性能、配管、圧送距離等に応じて、既往の資料や実績から適切な細骨材率を設定する必要がある。  
コンクリート標準示方書〔施工編：施工標準〕「7.3.2.1 コンクリートポンプ」や「コンクリートのポンプ施工指針[2012 年版]」を参考にすることができる。

### 3.9.17 特殊コンクリート

#### (2)暑中コンクリート

##### 《規定事項》

- 日平均気温が 25℃を超える時期に施工することが予想される場合には、暑中コンクリートとして施工を行うことを原則とする。
- 暑中コンクリートは、第 1 編付録表-3.9.17(2)によること原則とする併せてこの節に基づき実施することを原則とする。
- 減水剤、AE 減水剤及び流動化剤は、JIS A 6204 に適合する遅延形のものをを用いることを原則とする。
- 高性能 AE 減水剤は、JIS A 6204 に適合するものをを用いることを原則とする。
- 暑中コンクリートの場合、練混ぜから打込み終了までの時間が 1.5 時間以内を原則とする。
- 打込み時のコンクリート温度の上限は、35℃以下を原則とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。

#### (4)その他の特殊コンクリート

##### 《規定事項》

- 上記「寒中コンクリート」「暑中コンクリート」「マスコンクリート」以外の特殊コンクリートについては、コンクリート標準示方書〔施工編：特殊コンクリート〕によるものとする。

・コンクリート標準示方書[施工編：施工標準]の 2023 年度改定内容の反映。

・国交省の土木施工共通仕様書の内容を反映  
コンクリート標準示方書[施工編：施工標準]の 2023 年度改定内容の反映。

コンクリート標準示方書[施工編：施工標準]の 2023 年度改定内容の反映。

改定理由

注意事項

工種 (頁)	—	改定年月日	2024年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p>第1編 共通</p> <p>第5章 様式集</p> <p>2024年7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>第1編 共通</p> <p>第5章 様式集</p> <p>2023年7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>改定に伴う西暦変更</p>



第5章 様式集

<第1章「総則」関係>

- 1.工事打合せ簿……………(様式-1-1)
- 2.技術提案書及び品質確保体制確認書 履行確認願……………(様式-1-2)
- 3.工事週報……………(様式-1-3)
- 4.工事進捗報告書……………(様式-1-4)
- 5.品質管理結果報告書材料(又は施工)検査願  
及び検査結果報告書……………(様式-1-5)
- 6.創意工夫・社会性等に関する実施状況(その1)……………(様式-1-6.1)  
創意工夫・社会性等に関する実施状況(その2)……………(様式-1-6.2)
- 7.安全衛生管理日誌……………(様式-1-7)
- 8.工事中事故発生報告書……………(様式-1-8)
- 9.修補完了届……………(様式-1-9)

<第2章「工事材料」第3章「一般施工」関係>

- 10.コンクリート骨材試験成績表……………(様式-1-10)
- 11.コンクリート打込み { 計画書  
記録……………(様式-1-11)
- 12.レディーミクストコンクリート製造管理チェックシート……………(様式-1-12)
- 13.コンクリート示方配合表……………(様式-1-13)
- 14.レディーミクストコンクリート工場に関する調査表……………(様式-1-14)
- 15.フレッシュコンクリートの管理成績表……………(様式-1-15.1)  
フレッシュコンクリートの管理成績表……………(様式-1-15.2)
- 16.コンクリート圧縮強度試験成績表……………(様式-1-16)
- 17.骨材表面水測定記録及び骨材ふるい分け試験記録……………(様式-1-17)
- 18.超音波探傷法を用いた鉄筋ガス圧接部検査成績表……………(様式-1-18)
- 19.超音波探傷検査調書……………(様式-1-19)
- 20.路床・路盤材料試験成績表……………(様式-1-20)
- 21.路床・路盤材料の粒度管理図……………(様式-1-21)
- 22.アスファルト混合所に関する調査票(その1)……………(様式-1-22.1)  
アスファルト混合所に関する調査票(その2)……………(様式-1-22.2)
- 23.塗装工事管理記録……………(様式-1-23)
- 24.塗膜厚測定記録(2点調整式電磁膜厚計による場合)……………(様式-1-24)
- 25.溶融亜鉛めっき検査成績表……………(様式-1-25)

<第4章「出来形管理」関係>

- 26.橋台、橋脚の沈下測定……………(様式-1-26)

※上記様式のうち、(様式-1-3)、(様式-1-7)、(様式-1-10～様式-1-26)については**参考として様式を示すものであり**、品質管理等に必要な項目が記録されていれば、必ずしも当該様式でなくてもよい。

※Hi-TeLusを利用する工事において、当該様式を添付資料とする場合は、様式中の押印は不要とする。

第5章 様式集

<第1章「総則」関係>

- 1.工事打合せ簿……………(様式-1-1)
- 2.技術提案書及び品質確保体制確認書 履行確認願……………(様式-1-2)
- 3.工事週報……………(様式-1-3)
- 4.工事進捗報告書……………(様式-1-4)
- 5.品質管理結果報告書材料(又は施工)検査願  
及び検査結果報告書……………(様式-1-5)
- 6.高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(その1)……………(様式-1-6.1)  
高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(その2)……………(様式-1-6.2)
- 7.安全衛生管理日誌……………(様式-1-7)
- 8.工事中事故発生報告書……………(様式-1-8)
- 9.修補完了届……………(様式-1-9)

<第2章「工事材料」第3章「一般施工」関係>

- 10.コンクリート骨材試験成績表……………(様式-1-10)
- 11.コンクリート打込み { 計画書  
記録……………(様式-1-11)
- 12.レディーミクストコンクリート製造管理チェックシート……………(様式-1-12)
- 13.コンクリート示方配合表……………(様式-1-13)
- 14.レディーミクストコンクリート工場に関する調査表……………(様式-1-14)
- 15.フレッシュコンクリートの管理成績表……………(様式-1-15.1)  
フレッシュコンクリートの管理成績表……………(様式-1-15.2)
- 16.コンクリート圧縮強度試験成績表……………(様式-1-16)
- 17.骨材表面水測定記録及び骨材ふるい分け試験記録……………(様式-1-17)
- 18.超音波探傷法を用いた鉄筋ガス圧接部検査成績表……………(様式-1-18)
- 19.超音波探傷検査調書……………(様式-1-19)
- 20.路床・路盤材料試験成績表……………(様式-1-20)
- 21.路床・路盤材料の粒度管理図……………(様式-1-21)
- 22.アスファルト混合所に関する調査票(その1)……………(様式-1-22.1)  
アスファルト混合所に関する調査票(その2)……………(様式-1-22.2)
- 23.塗装工事管理記録……………(様式-1-23)
- 24.塗膜厚測定記録(2点調整式電磁膜厚計による場合)……………(様式-1-24)
- 25.溶融亜鉛めっき検査成績表……………(様式-1-25)

<第4章「出来形管理」関係>

- 26.橋台、橋脚の沈下測定……………(様式-1-26)

※上記様式のうち、(様式-1-3)、(様式-1-7)、(様式-1-10～様式-1-26)については、品質管理等に必要な項目が記録されていれば、必ずしも当該様式でなくてもよい。

※Hi-TeLusを利用する工事において、当該様式を添付資料とする場合は、様式中の押印は不要とする。

・工事成績評定の内容を反映。

・「品質管理等に必要な項目が記載されていれば当該様式でなくてもよい」ことを強調するため、目次の注記を修正

(様式-1-6.1)

創意工夫・社会性等に関する実施状況 (その1)  
〔土木及び高速道路附帯設備 (電通、機械)〕

工 事 名	受 注 者 名	
項 目	評価内容	備 考
<input type="checkbox"/> 創意工夫 自ら立案実施した 創意工夫や技術 力	<input type="checkbox"/> 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫</li> <li>・コンクリート二次製品等の代替材の適用</li> <li>・施工方法の工夫、施工環境の改善</li> <li>・仮設備計画の工夫</li> <li>・施工管理の工夫</li> <li>・ICT(情報通信技術)の活用 等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 品質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土工、設備、電気の品質向上の工夫</li> <li>・コンクリートの材料、打設、養生の工夫</li> <li>・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫</li> <li>・配筋、溶接作業等の工夫 等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫</li> <li>・仮設備の工夫</li> <li>・作業環境の改善</li> <li>・交通事故防止の工夫</li> <li>・環境保全の工夫 等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 新技術活用	・新技術の採用
	<input type="checkbox"/> 働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若手技術者の登用などの担い手確保に向けた取組</li> <li>・インフラDXの取組、情報通信技術の活用及び社内規則の設定などにより長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現に向けた取組</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 建設キャリアアップシステム(CCUS)	・事業者の登録、技能者の登録、就業履歴の蓄積
	<input type="checkbox"/> カーボンニュートラルに関する取組	・燃料性能に優れた建設機械の使用
	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民 に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境への配慮</li> <li>・現場環境の周辺地域との調和</li> <li>・地域住民とのコミュニケーション</li> <li>・災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> その他	

1. 該当する項目の□に✓マーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

(様式-1-6.1)

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況 (その1)  
〔土木及び高速道路附帯設備 (電通、機械)〕

工 事 名	受 注 者 名	
項 目	評価内容	備 考
<input type="checkbox"/> 高度技術 工事全体を通し て他の類似工 事に比べて、特 異な技術力	<input type="checkbox"/> 施工規模	
	<input type="checkbox"/> 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	<input type="checkbox"/> 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用
	<input type="checkbox"/> 自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等
	<input type="checkbox"/> 周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・震動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理
	<input type="checkbox"/> 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況(条件)の変化への対応
	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「高度技術」で 評価するほどで ない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け	
	<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設備計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫
	<input type="checkbox"/> 品質管理	
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	<input type="checkbox"/> 施工管理関係	
<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住 民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

1. 該当する項目の□にレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

・工事成績評定の内容を反映。

(様式-1-6.2)

創意工夫・社会性等に関する実施状況 (その2)  
(説明資料)

工 事 名			／
項 目	評価内容		
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

(様式-1-6.2)

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況 (その2)  
(説明資料)

工 事 名			／
項 目	評価内容		
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

・工事成績評定の内容を反映。





工種 (頁)	—	改定年月日	2024年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">付 録 (工事関係書類一覧表)</p> <p style="text-align: center;">2024年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">付 録 (工事関係書類一覧表)</p> <p style="text-align: center;">2023年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

契約・工事関係書類・手続一覧【契約時】

手続時期	作成者	書類分類・名称		手続期限等	書類形式	押印	発注者名				受領者名				参照元規程等・様式		備考		
		分類	書類名称				受注者		阪神高速		阪		受注者		阪神高速			規程等	様式
							代	現	代	現	代	現	代	現	代	現			
契約締結時	受注者	【契約関係書類】																	
		工事着工届	◎ 工事着工届	20日以内	○	-	-	○									現説	現説	
		請負代金内訳書	◎ 請負代金内訳書	20日以内	○	-	-	○								契、現説	現説		
			◎ 工事費内訳明細書	契約締結時	○	-	-	○								契、現説	右記	様式は、金集設計書と同様	
		契約の保証	◎ 契約保証	契約締結時	-	○	-	○								契、現説	任意	手続は保証方法による	
		工程表	◎ 工程表	20日以内	○	-	-	○								現説	現説		
		技術者届	◎ 現場代理人	20日以内	○	-	-	○									契、現説、共仕	現説	
			◎ 監理技術者	20日以内	○	-	-	○									契、現説、共仕、入説	現説	特記事項あり、監理技術者兼任可
			◎ 主任技術者	20日以内	○	-	-	○									契、現説、共仕、入説	現説	
			◎ 別に求める配置技術者	施工前	○	-	-	○									入説	-	
			◎ 専任補助者	施工前	○	-	-	○									入説	-	
			◎ 専任の若手技術者	施工前	○	-	-	○									入説	-	
			◎ 専門技術者	施工前	○	-	-	○									契、現説、共仕	現説	
			◎ 専任技術者	施工前	○	-	-	○									共仕	-	
			◎ 品質確認責任者	施工前	○	-	-	○									共仕	-	
			◎ 品質確認主任	施工前	○	-	-	○									共仕	-	
			◎ 安全衛生管理点検者	施工前	○	-	-	○									共仕	-	
			◎ 統括安全衛生責任者	施工前	○	-	-	○									共仕	-	特記事項ありとして記載された場合
			◎ コンクリート責任者	施工前	○	-	-	○									共仕	-	
			◎ 電気事業主任技術者	施工前	○	-	-	○									共仕	-	
◎ 業務情報取扱責任者	20日以内		○	-	-	○									業務共仕	任意			
◎ 個人情報等取扱責任者	-		○	-	-	○									現説	任意			
◎ 技術者届	施工前		○	-	-	○									共仕	-			
建退共掛金収納書	◎ 建退共掛金収納書		1か月以内	○	-	-	○									現説	右記	建退共制度指定の収納書	
	◎ 未提出理由通知	速やかに	○	-	-	○									現説	任意			
雇排誓約書	◎ 誓約書(元請)	速やかに	○	○	○	○									契、現説	現説			
	◎ 誓約書(下請)	速やかに	○	○	○	○									契、現説	現説			
その他	◎ 保険付保	保険契約後	△	-	-	○									契、共仕	任意	提示レスキャンデータを添付		
	◎ 個人情報等業務の外注	外注前	○	-	-	○									契	任意			
受発注者双方	受発注者双方	【契約関係書類】																	
		◎ コリンズ(登録内容確認書)	20日以内	○	-	-	○									共仕	右記	コリンズ指定様式	
		◎ コリンズへの仮登録	20日以内	○	-	-	○									共仕	-	コリンズからメール送信	
		◎ 内容確認通知	20日以内	△	-	-	○									共仕	-	押印したスキャンデータを添付	
		◎ 登録内容確認書	20日以内	○	-	-	○									共仕	-	コリンズからメール送信	
		◎ 受領報告	20日以内	○	-	-	○									共仕	-	コメント欄に添付	
		◎ 前払金請求書	-	○	-	-	○									契、現説	現説	支払いは請求日から30日以内	
		◎ 年度出来高予定額承諾書	20日以内	○	-	-	○									契、現説	現説		
		◎ 年度出来高予定額承諾書	-	○	-	-	○									契、現説	任意		
		◎ 前払金請求書	-	○	-	-	○									契、現説	現説		
発注者	発注者	【契約関係書類】																	
		◎ 監督員通知	20日以内	○	-	-	○									契	任意		
		◎ 現場監督員通知	20日以内	○	-	-	○									共仕	-	Hi-Telusで明示	
		◎ 施工管理員通知	20日以内	○	-	-	○									共仕	任意		
◎ 統括安全衛生管理義務者	-	○	-	-	○									共仕	任意				
◎ 誓約書(発注者)	-	○	○	○	○									共仕	任意				

契約・工事関係書類・手続一覧【契約時】

手続時期	作成者	書類分類・名称		手続期限等	書類形式	押印	発注者名				受領者名				参照元規程等・様式		備考		
		分類	書類名称				受注者		阪神高速		阪		受注者		阪神高速			規程等	様式
							代	現	代	現	代	現	代	現	代	現			
契約締結時	受注者	【契約関係書類】																	
		工事着工届	◎ 工事着工届	20日以内	○	-	-	○									現説	現説	
		請負代金内訳書	◎ 請負代金内訳書	20日以内	○	-	-	○								契、現説	現説		
			◎ 工事費内訳明細書	契約締結時	○	-	-	○								契、現説	右記	様式は、金集設計書と同様	
		契約の保証	◎ 契約保証	契約締結時	-	○	-	○								契、現説	任意	手続は保証方法による	
		工程表	◎ 工程表	20日以内	○	-	-	○								現説	現説		
		技術者届	◎ 現場代理人	20日以内	○	-	-	○									契、現説、共仕	現説	
			◎ 監理技術者	20日以内	○	-	-	○									契、現説、共仕、入説	現説	特記事項あり、監理技術者兼任可
			◎ 主任技術者	20日以内	○	-	-	○									契、現説、共仕、入説	現説	
			◎ 別に求める配置技術者	施工前	○	-	-	○									入説	-	
			◎ 専任補助者	施工前	○	-	-	○									入説	-	
			◎ 専任の若手技術者	施工前	○	-	-	○									入説	-	
			◎ 専門技術者	施工前	○	-	-	○									契、現説、共仕	現説	
			◎ 専任技術者	施工前	○	-	-	○									共仕	-	
			◎ 品質確認責任者	施工前	○	-	-	○									共仕	-	
			◎ 品質確認主任	施工前	○	-	-	○									共仕	-	
			◎ 安全衛生管理点検者	施工前	○	-	-	○									共仕	-	
			◎ 統括安全衛生責任者	施工前	○	-	-	○									共仕	-	特記事項ありとして記載された場合
			◎ コンクリート責任者	施工前	○	-	-	○									共仕	-	
			◎ 電気事業主任技術者	施工前	○	-	-	○									共仕	-	
◎ 業務情報取扱責任者	20日以内		○	-	-	○									業務共仕	任意			
◎ 個人情報等取扱責任者	-		○	-	-	○									現説	任意			
◎ 技術者届	施工前		○	-	-	○									共仕	-			
建退共掛金収納書	◎ 建退共掛金収納書		1か月以内	○	-	-	○									現説	右記	建退共制度指定の収納書	
	◎ 未提出理由通知	速やかに	○	-	-	○									現説	任意			
雇排誓約書	◎ 誓約書(元請)	速やかに	○	○	○	○									契、現説	現説			
	◎ 誓約書(下請)	速やかに	○	○	○	○									契、現説	現説			
その他	◎ 保険付保	保険契約後	△	-	-	○									契、共仕	任意	提示レスキャンデータを添付		
	◎ 個人情報等業務の外注	外注前	○	-	-	○									契	任意			
受発注者双方	受発注者双方	【契約関係書類】																	
		◎ コリンズ(登録内容確認書)	20日以内	○	-	-	○									共仕	右記	コリンズ指定様式	
		◎ コリンズへの仮登録	20日以内	○	-	-	○									共仕	-	コリンズからメール送信	
		◎ 内容確認通知	20日以内	△	-	-	○									共仕	-	押印したスキャンデータを添付	
		◎ 登録内容確認書	20日以内	○	-	-	○									共仕	-	コリンズからメール送信	
		◎ 受領報告	20日以内	○	-	-	○									共仕	-	コメント欄に添付	
		◎ 前払金請求書	-	○	-	-	○									契、現説	現説	支払いは請求日から30日以内	
		◎ 年度出来高予定額承諾書	20日以内	○	-	-	○									契、現説	現説		
		◎ 年度出来高予定額承諾書	-	○	-	-	○									契、現説	任意		
		◎ 前払金請求書	-	○	-	-	○									契、現説	現説		
発注者	発注者	【契約関係書類】																	
		◎ 監督員通知	20日以内	○	-	-	○									契	任意		
		◎ 現場監督員通知	20日以内	○	-	-	○									共仕	-	Hi-Telusで明示	
		◎ 施工管理員通知	20日以内	○	-	-	○									共仕	任意		
◎ 統括安全衛生管理義務者	-	○	-	-	○									共仕	任意				
◎ 誓約書(発注者)	-	○	○	○	○									共仕	任意				

誤謬に伴う修正



契約・工事関係書類・手続一覧【しゅん工事、しゅん工事】

手続時期	作成者	書類分類・名称		手続期限等	書類形式	押印	発議者名						受領者名						参照元規程等・様式		備考	
		分類	書類名称				⇒ 合議 ⇒		⇒ 合議 ⇒		⇒ 合議 ⇒		⇒ 合議 ⇒		規程等	様式	補足等					
							受注者	阪神高速	阪	受注者	阪神高速	阪	受注者	阪神高速				阪				
しゅん工事	受注者	【契約関係書類】																				
		しゅん工事	一部しゅん工事	-	○	-	-	○													中間検査を含む	
			○ しゅん工事	-	○	-	-	○														
		工事目的物引渡書	○ 工事目的物引渡書	検査合格後14日以内	○	-	-	○														
			○ しゅん工事	検査合格後14日以内	○	-	-	○														
		しゅん工代金請求書	一部しゅん工代金請求書	検査合格後	○	-	-	○														
			○ しゅん工代金請求書	検査合格後	○	-	-	○														支払いは請求日から30日以内
		【品質・施工管理】																				
		創意工夫	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事完了前	○	-	-	○														
			会社用地等使用許可願	現場着手前	○	-	-	○														返却時の報告
仮設工引継書	工事着手前		○	-	-	○														任意		
その他	くいの変更	工事着手前	○	-	-	○														任意		
	くいの変更	工事着手前	○	-	-	○														任意		
しゅん工事	受発注者双方	【契約関係書類】																				
		コリンズ	○ コリンズ(登録内容確認書)	20日以内	○	-	-	○														右記
			・コリンズへの仮登録	20日以内	○	-	-	○														コリンズからメール送信
			↓	内容確認通知	20日以内	△	-	-	○													押印したスクリーンデータを添付
			↓	登録内容確認書	20日以内	○	-	-	○													コリンズからメール送信
			↓	受領報告	20日以内	○	-	-	○													コメント欄に添付
		検査関係(修補)	修補指示書	検査時	○	-	-	○														契、共仕
			修補完了届	-	○	-	-	○														契、共仕
		検査関係(軽微な修補)	修補指示書(手直し指示書)	検査時	○	-	-	○														契、共仕
			修補完了届	-	○	-	-	○														契、共仕
			修補指示書(手直し指示書(再))	検査時	○	-	-	○														契、共仕
			修補完了届	-	○	-	-	○														契、共仕
			修補完了届	-	○	-	-	○														契、共仕
		【契約関係書類】																				
		検査関係	○ 検査日	-	○	-	-	○														
○ 検査員任命通知	-		○	-	-	○																
○ 検査合格通知書	合格時		○	-	-	○																
○ 検査調査(検査員)	速やかに		○	-	-	○																
○ 検査調査(監督員)	速やかに		○	-	-	○																
○ 工事成績評定点通知書	速やかに		○	-	-	○																
○ 工事成績評定点通知書	速やかに		○	-	-	○																

契約・工事関係書類・手続一覧【しゅん工事、しゅん工事】

手続時期	作成者	書類分類・名称		手続期限等	書類形式	押印	発議者名						受領者名						参照元規程等・様式		備考	
		分類	書類名称				⇒ 合議 ⇒		⇒ 合議 ⇒		⇒ 合議 ⇒		⇒ 合議 ⇒		規程等	様式	補足等					
							受注者	阪神高速	阪	受注者	阪神高速	阪	受注者	阪神高速				阪				
しゅん工事	受注者	【契約関係書類】																				
		しゅん工事	一部しゅん工事	-	○	-	-	○														中間検査を含む
			○ しゅん工事	-	○	-	-	○														
		工事目的物引渡書	○ 工事目的物引渡書	検査合格後14日以内	○	-	-	○														
			○ しゅん工事	検査合格後14日以内	○	-	-	○														
		しゅん工代金請求書	一部しゅん工代金請求書	検査合格後	○	-	-	○														
			○ しゅん工代金請求書	検査合格後	○	-	-	○														支払いは請求日から30日以内
		【品質・施工管理】																				
		創意工夫	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事完了前	○	-	-	○														
			会社用地等使用許可願	現場着手前	○	-	-	○														返却時の報告
仮設工引継書	工事着手前		○	-	-	○														任意		
その他	くいの変更	工事着手前	○	-	-	○														任意		
	くいの変更	工事着手前	○	-	-	○														任意		
しゅん工事	受発注者双方	【契約関係書類】																				
		コリンズ	○ コリンズ(登録内容確認書)	20日以内	○	-	-	○														右記
			・コリンズへの仮登録	20日以内	○	-	-	○														コリンズからメール送信
			↓	内容確認通知	20日以内	△	-	-	○													押印したスクリーンデータを添付
			↓	登録内容確認書	20日以内	○	-	-	○													コリンズからメール送信
			↓	受領報告	20日以内	○	-	-	○													コメント欄に添付
		検査関係(修補)	修補指示書	検査時	○	-	-	○														契、共仕
			修補完了届	-	○	-	-	○														契、共仕
		検査関係(軽微な修補)	修補指示書(手直し指示書)	検査時	○	-	-	○														契、共仕
			修補完了届	-	○	-	-	○														契、共仕
			修補指示書(手直し指示書(再))	検査時	○	-	-	○														契、共仕
			修補完了届	-	○	-	-	○														契、共仕
			修補完了届	-	○	-	-	○														契、共仕
		【契約関係書類】																				
		検査関係	○ 検査日	-	○	-	-	○														
○ 検査員任命通知	-		○	-	-	○																
○ 検査合格通知書	合格時		○	-	-	○																
○ 検査調査(検査員)	速やかに		○	-	-	○																
○ 検査調査(監督員)	速やかに		○	-	-	○																
○ 工事成績評定点通知書	速やかに		○	-	-	○																
○ 工事成績評定点通知書	速やかに		○	-	-	○																

契約・工事関係書類・手続一覧【しゅん工事、しゅん工事】

手続時期	作成者	書類分類・名称		手続期限等	書類形式	押印	発議者名						受領者名						参照元規程等・様式		備考
		分類	書類名称				⇒ 合議 ⇒		⇒ 合議 ⇒		⇒ 合議 ⇒		⇒ 合議 ⇒		規程等	様式	補足等				
							受注者	阪神高速	阪	受注者	阪神高速	阪	受注者	阪神高速				阪			
しゅん工事	受注者	【契約関係書類】																			
		その他	知的財産等の公表	公表前	○	-	-	○													
			発明等知的財産権(報告)	-	○	-	-	○													
			発明等知的財産権(協議)	-	○	-	-	○													

契約・工事関係書類・手続一覧【しゅん工事、しゅん工事】

手続時期	作成者	書類分類・名称		手続期限等	書類形式	押印	発議者名						受領者名						参照元規程等・様式		備考
		分類	書類名称				⇒ 合議 ⇒		⇒ 合議 ⇒		⇒ 合議 ⇒		⇒ 合議 ⇒		規程等	様式	補足等				
							受注者	阪神高速	阪	受注者	阪神高速	阪	受注者	阪神高速				阪			
しゅん工事	受注者	【契約関係書類】																			
		その他	知的財産等の公表	公表前	○	-	-	○													
			発明等知的財産権(報告)	-	○	-	-	○													
			発明等知的財産権(協議)	-	○	-	-	○													

全既契約工事 Hi-TeLus 対象となったことに伴う検査関係書類の紙書類及び押印の省略

改定理由

注意事項



工種 (頁)	—	改定年月日	2024年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p>第1編 共通</p> <p>付録表</p> <p>2024年 7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>第1編 共通</p> <p>付録表</p> <p>2023年 7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>改定に伴う西暦変更</p>

## 表－2.5.5(2) 練混ぜ水

表－2.5.5(2) 練混ぜ水

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
上水道水	—	水道水を使用していること	水道水を使用している事実を 確認	工事開始前 その他、 品質変動が生じる場合	全数	—	—	—	—	—
上水道水 以外の水	懸濁物質の量	JIS G 5308(附属書A)に 適合していること	JIS G 5308(附属書C)	工事開始前 工事中1回/月以上 その他、 品質変動が生じる場合	全数	—	—	—	材料承認(配合設計) に添付して提出	任意
	溶解性無機留物の量									
	塩化物イオン(Cl-)量									
	セメントの凝結時間の差									
モルタルの圧縮強さの比										
取排水	懸濁物質の量	JIS G 5308(附属書A)に 適合していること	JIS G 5308(附属書C)	工事開始前 工事中1回/月以上 その他、 品質変動が生じる場合 ただし、スラッジ水の濃 度は1回/日	全数	—	—	—	材料承認(配合設計) に添付して提出	任意
	溶解性無機留物の量									
	塩化物イオン(Cl-)量									
	セメントの凝結時間の差									
	モルタルの圧縮強さの比									

## 表－2.5.5(3) 細骨材

表－2.5.5(3) 細骨材

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等					
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)	
砂	JIS A 5308(附属書A) の項目	JIS A 5308(附属書A) に適合していること	JIS A 5308(附属書A)	工事開始前 工事中1回/月以上 <sup>注1)</sup> 産地が変わった場合	全数	—	—	—	—	材料承認(配合設計) に添付して提出	任意
砕砂	JIS A 5005 の項目	JIS A 5005 に適合していること	JIS A 5005	工事開始前 工事中1回/月以上 <sup>注2)</sup> 産地が変わった場合	全数	—	—	—	—		
高炉スラグ 軽骨材	JIS A 5011-1 の項目	JIS A 5011-1 に適合していること	JIS A 5011-1	工事開始前 工事中1回/月以上 産地が変わった場合	全数	—	—	—	—		
フェロニッケル スラグ軽骨材	JIS A 5011-2 の項目	JIS A 5011-2 に適合していること	JIS A 5011-2	工事開始前 工事中1回/月以上 <sup>注3)</sup> 産地が変わった場合	全数	—	—	—	—		
練スラグ 軽骨材	JIS A 5011-3 の項目	JIS A 5011-3 に適合していること	JIS A 5011-3		全数	—	—	—	—		
電気炉酸化 スラグ軽骨材	JIS A 5011-4 の項目	JIS A 5011-4 に適合していること	JIS A 5011-4		全数	—	—	—	—		
石灰ガス化 スラグ軽骨材	JIS A 5011-5 の項目	JIS A 5011-5 に適合していること	JIS A 5011-5		全数	—	—	—	—		
再生骨材H	JIS A 5021 の項目	JIS A 5021 に適合していること	JIS A 5021		工事開始前 JIS A 5021に規定する 程度	全数	—	—	—		

注1)有機不純物は1回/年以上実施すること、アルカリリカ反応性試験及び安定性試験は1回/6か月以上実施すること。

砂に含まれる有機不純物は、JIS A 1106<sup>注)</sup>細骨材の有機不純物試験方法によって判定すること。

注2)アルカリリカ反応性試験は1回/6か月以上、安定性試験は1回/年以上実施すること。

JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂)では、砕砂の粒形の良否を判定する粒形判定実標準の試験方法が示されており、その値は54%以上と規定されている。

注3)アルカリリカ反応性試験は1回/6か月以上実施すること。

注4)フェロニッケルスラグ軽骨材については、ふっ素の溶出量が基準以下であることを確認する必要があることに留意すること。

## 表－2.5.5(4) 粗骨材

表－2.5.5(4) 粗骨材

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等						
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)		
砕石	JIS A 5308(附属書A) の項目	JIS A 5308(附属書A) に適合していること	JIS A 5308(附属書A)	工事開始前 工事中1回/月以上 <sup>注1)</sup> 産地が変わった場合	全数	—	—	—	—	材料承認(配合設計) に添付して提出	任意	
砕石	JIS A 5005 の項目	JIS A 5005 に適合していること	JIS A 5005	工事開始前 工事中1回/月以上 <sup>注2)</sup> 産地が変わった場合	全数	—	—	—	—			
高炉スラグ 粗骨材	JIS A 5011-1 の項目	JIS A 5011-1 に適合していること	JIS A 5011-1	工事開始前 工事中1回/月以上 産地が変わった場合	全数	—	—	—	—			
フェロニッケル スラグ粗骨材	JIS A 5011-2 の項目	JIS A 5011-2 に適合していること	JIS A 5011-2	工事開始前 工事中1回/月以上 産地が変わった場合	全数	—	—	—	—			
電気炉酸化 スラグ粗骨材	JIS A 5011-4 の項目	JIS A 5011-4 に適合していること	JIS A 5011-4		全数	—	—	—	—			
再生骨材H	JIS A 5021 の項目	JIS A 5021 に適合していること	JIS A 5021		工事開始前 JIS A 5021に規定する 程度	全数	—	—	—			—

注1)アルカリリカ反応性試験及び安定性試験は1回/6か月以上実施すること。

注2)アルカリリカ反応性試験は1回/6か月以上、安定性試験は1回/年以上実施すること。 注、マウヘー減量試験は1回/年以上実施すること。

注3)アルカリリカ反応性試験は1回/6か月以上実施すること。

注4)JIS A 5005「コンクリート用砕石及び砕砂」には、砕石の粒形の良否を判定する粒形判定実標準の試験方法が示されており、その値は50%以上でなければならないと規定されている。

注、石粉等の微粒分量の最大値は3.0%以下と規定されている。

なお、粒形判定実標準50%以上の場合は、骨材の粒の大きさによる区分にかかわらず、微粒分量の最大値を5.0%とすることができる。この規定には、例として石灰石等が該当する。

## 表－2.5.5(2) 練混ぜ水

表－2.5.5(2) 練混ぜ水

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
上水道水	—	水道水を使用していること	水道水を使用している事実を 確認	工事開始前 その他、 品質変動が生じる場合	全数	—	—	—	—	—
上水道水 以外の水	懸濁物質の量	JIS G 5308(附属書A)に 適合していること	JIS G 5308(附属書C)	工事開始前 工事中1回/月以上 その他、 品質変動が生じる場合	全数	—	—	—	材料承認(配合設計) に添付して提出	任意
	溶解性無機留物の量									
	塩化物イオン(Cl-)量									
	セメントの凝結時間の差									
モルタルの圧縮強さの比										
取排水	懸濁物質の量	JIS G 5308(附属書A)に 適合していること	JIS G 5308(附属書C)	工事開始前 工事中1回/月以上 その他、 品質変動が生じる場合 ただし、スラッジ水の濃 度は1回/日	全数	—	—	—	材料承認(配合設計) に添付して提出	任意
	溶解性無機留物の量									
	塩化物イオン(Cl-)量									
	セメントの凝結時間の差									
	モルタルの圧縮強さの比									

## 表－2.5.5(3) 細骨材

表－2.5.5(3) 細骨材

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等					
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)	
砂	JIS A 5308(附属書A) の項目	JIS A 5308(附属書A) に適合していること	JIS A 5308(附属書A)	工事開始前 <sup>注1)</sup> 工事中1回/月以上 <sup>注2)</sup> 産地が変わった場合	全数	—	—	—	—	材料承認(配合設計) に添付して提出	任意
砕砂	JIS A 5005 の項目	JIS A 5005 に適合していること	JIS A 5005	工事開始前 工事中1回/月以上 <sup>注3)</sup> 産地が変わった場合	全数	—	—	—	—		
高炉スラグ 軽骨材	JIS A 5011-1 の項目	JIS A 5011-1 に適合していること	JIS A 5011-1	工事開始前 工事中1回/月以上 産地が変わった場合	全数	—	—	—	—		
フェロニッケル スラグ軽骨材	JIS A 5011-2 の項目	JIS A 5011-2 に適合していること	JIS A 5011-2	工事開始前 工事中1回/月以上 <sup>注4)</sup> 産地が変わった場合	全数	—	—	—	—		
練スラグ 軽骨材	JIS A 5011-3 の項目	JIS A 5011-3 に適合していること	JIS A 5011-3		全数	—	—	—	—		
電気炉酸化 スラグ軽骨材	JIS A 5011-4 の項目	JIS A 5011-4 に適合していること	JIS A 5011-4		全数	—	—	—	—		
石灰ガス化 スラグ軽骨材	JIS A 5011-5 の項目	JIS A 5011-5 に適合していること	JIS A 5011-5		全数	—	—	—	—		
再生骨材H	JIS A 5021 の項目	JIS A 5021 に適合していること	JIS A 5021		工事開始前 JIS A 5021に規定する 程度	全数	—	—	—		

注1)有機不純物は1回/年以上実施すること、アルカリリカ反応性試験及び安定性試験は1回/6か月以上実施すること。

例)含まれる有機不純物は、JIS A 1106<sup>注)</sup>細骨材の有機不純物試験方法によって判定すること。

注2)アルカリリカ反応性試験は1回/6か月以上、安定性試験は1回/年以上実施すること。

JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂)では、砕砂の粒形の良否を判定する粒形判定実標準の試験方法が示されており、その値は54%以上と規定されている。

注3)アルカリリカ反応性試験は1回/6か月以上実施すること。

注4)フェロニッケルスラグ軽骨材については、ふっ素の溶出量が基準以下であることを確認する必要があることに留意すること。

## 表－2.5.5(4) 粗骨材

表－2.5.5(4) 粗骨材

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等						
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)		
砕石	JIS A 5308(附属書A) の項目	JIS A 5308(附属書A) に適合していること	JIS A 5308(附属書A)	工事開始前 工事中1回/月以上 <sup>注1)</sup> 産地が変わった場合	全数	—	—	—	—	材料承認(配合設計) に添付して提出	任意	
砕石	JIS A 5005 の項目	JIS A 5005 に適合していること	JIS A 5005	工事開始前 工事中1回/月以上 <sup>注2)</sup> 産地が変わった場合	全数	—	—	—	—			
高炉スラグ 粗骨材	JIS A 5011-1 の項目	JIS A 5011-1 に適合していること	JIS A 5011-1	工事開始前 工事中1回/月以上 産地が変わった場合	全数	—	—	—	—			
フェロニッケル スラグ粗骨材	JIS A 5011-2 の項目	JIS A 5011-2 に適合していること	JIS A 5011-2	工事開始前 工事中1回/月以上 産地が変わった場合	全数	—	—	—	—			
電気炉酸化 スラグ粗骨材	JIS A 5011-4 の項目	JIS A 5011-4 に適合していること	JIS A 5011-4		全数	—	—	—	—			
再生骨材H	JIS A 5021 の項目	JIS A 5021 に適合していること	JIS A 5021		工事開始前 JIS A 5021に規定する 程度	全数	—	—	—			—

注1)アルカリリカ反応性試験及び安定性試験は1回/6か月以上実施すること。

注2)アルカリリカ反応性試験は1回/6か月以上、安定性試験は1回/年以上実施すること。 注、マウヘー減量試験は1回/年以上実施すること。

注3)アルカリリカ反応性試験は1回/6か月以上実施すること。

注4)JIS A 5005「コンクリート用砕石及び砕砂」には、砕砂の粒形の良否を判定する粒形判定実標準の試験方法が示されており、その値は50%以上でなければならないと規定されている。

注、石粉等の微粒分量の最大値は3.0%以下と規定されている。

なお、粒形判定実標準50%以上の場合は、骨材の粒の大きさによる区分にかかわらず、微粒分量の最大値を5.0%とすることができる。この規定には、例として石灰石等が該当する。

・JIS 改正に伴う変更 (附属書の標記修正：JIS G 5308 (附属書 JC))

・JIS 改正に伴う変更 (附属書の標記修正：JIS A 5308 (附属書 JA))

・JIS 改正に伴う変更 (附属書の標記修正：JIS A 5308 (附属書 JA))

表-3.9.7 配合設計

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
粗骨材	最大寸法	下表(表-3.9.7(a))のとおり	試し練り	コンクリート製造前	-	○	品質・施工管理	材料承諾	配合設計	様式-1-13 コンクリート配合表 + 材料品質証明書等 (又は上記様式に準ずるもの)
スランブ	最小スランブ	下表(表-3.9.7(b))のとおり	試し練り	コンクリート製造前	-					
	スランブ低下		試し練り	コンクリート製造前	-					
水セメント比	水セメント比	下表(表-3.9.12)のとおり	試し練り	コンクリート製造前	-					
空気量	空気量	4~7%標準 [普通・軽集・高強度コンクリート]=4.5% [超高コンクリート]=5.0%	試し練り	コンクリート製造前	-					
単位水量	単位水量	上限175kg/m <sup>3</sup> を標準	試し練り	コンクリート製造前	-					

表-3.9.7 配合設計

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
粗骨材	最大寸法	下表(表-3.9.7(a))のとおり	試し練り	コンクリート製造前	-	○	品質・施工管理	材料承諾	配合設計	様式-1-13 コンクリート配合表 + 材料品質証明書等 (又は上記様式に準ずるもの)
スランブ	最小スランブ	下表(表-3.9.7(b))のとおり	試し練り	コンクリート製造前	-					
	スランブ低下		試し練り	コンクリート製造前	-					
水セメント比	水セメント比	65%以下	試し練り	コンクリート製造前	-					
空気量	空気量	4~7%標準 [普通・軽集・高強度コンクリート]=4.5% [超高コンクリート]=5.0%	試し練り	コンクリート製造前	-					
単位水量	単位水量	上限175kg/m <sup>3</sup> を標準	試し練り	コンクリート製造前	-					

水セメント比の規格値を修正

表-3.9.12 レディーミクストコンクリート

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度			対象	立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)	
				最初の1回	1回/150日※	躯体み等の後、1回							
レディーミクストコンクリート	性状	ワーカビリティが良好 性状が安定	コンクリート責任者による目視 (コンクリート主任技士・技士、 又は土木施工管理技士のい ずれかの資格を有する者)	○	○	○	全車 (コンクリート構造物)	-	-	-	-	-	
	スランブ	【打込み箇所】 (スランブ2.5cm) 許容誤差±1.0cm (スランブ5cm以上8cm未満) 許容誤差±1.5cm (スランブ8cm以上18cm以下) 許容誤差±2.5cm (スランブ21cm) 許容誤差±1.5cm (呼び強度27N/mm <sup>2</sup> 以上で高性能AE減水剤を使用 する場合) 許容誤差±2.0cm ※JIS A 5308準拠	JIS A 1101	○	○	○							(床版用は全車、ただし、良好な場合は簡略可)
	空気量	【打込み箇所】 許容誤差±1.5% 普通コンクリート=4.5% 軽集コンクリート=5.0% 細集コンクリート=4.5% 高強度コンクリート=4.5% ※JIS A 5308準拠	下記のいずれかによる JIS A 1116(質量方法) JIS A 1118(容積方法) JIS A 1128(空気量圧力方法)	○	○	○							
	単位水量	【打込み箇所】 [上限値] (粗骨材最大寸法25mm以下)=175kg/m <sup>3</sup> を標準 (粗骨材最大寸法25mmを超え40mm以下)= 165kg/m <sup>3</sup> を標準 【管理区分】 管理目標:-10~-15kg/m <sup>3</sup> 注意警告:-20~-15kg/m <sup>3</sup> 以内 +10~-15kg/m <sup>3</sup> 以内 管理限界:-20kg/m <sup>3</sup> 、又は+15kg/m <sup>3</sup> 又は上限値+5kg/m <sup>3</sup> の小さい方を繰る	関係基準「コンクリート単位水 量管理基準」 又は「アールタ法(注水法) 又は同程度以上の方法	○	○	○							様式-1-15.1 又は 様式-1-15.2 (その他関係 資料)
	温度	(寒中コンクリート) 打込み時5~20℃ (暑中コンクリート) 打込み時指定の品質を確保できる 場合は35℃以下、それ以外の場合は30℃以下	JIS A 1156	○	○	○							
	水セメント比	(工場製PC構造) 38%以下 (上記以外で構造) 43%以下 (RC構造) 50%以下 (単集コンクリートは60%以下) (中集Co、珪LiCoは18N/mm <sup>2</sup> は適用対象外)	配合計画書の確認	工事開始時 材料又は配合が変化した時									
	塩化物 イオン量	0.30kg/m <sup>3</sup> 以下	JIS A 1144 (又は信頼できる機関で評価 を受けた試験方法)	1回/週 (海砂は2回/日)									
	アルカリシリカ 反応対策	対策実施済みであること	配合計画書の確認	・工事開始前 ・工事中1回/6ヶ月 ・骨材産地が変わった場合									
	配合	許容範囲内にあること	計量印字記録等	適宜									
	圧縮強度 (標準養生 供試体)	JIS A 5308の4.1.a)	JIS A 1108	※全量に対して最低3回(構造単位で最低1回) (同一種別コンクリート集に対して実施)									
圧縮強度 (現場養生 供試体)	JIS A 5308の4.1.a)	JIS A 1108	適宜 (型枠脱型時期の確認、暑中又は寒中コンクリートの管理状況確認を必要とする場合)										

表-3.9.12 レディーミクストコンクリート

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度			対象	立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)	
				最初の1回	1回/150日※	躯体み等の後、1回							
レディーミクストコンクリート	性状	ワーカビリティが良好 性状が安定	コンクリート責任者による目視 (コンクリート主任技士・技士、 又は土木施工管理技士のい ずれかの資格を有する者)	○	○	○	全車 (コンクリート構造物)	-	-	-	-	-	
	スランブ	【打込み箇所】 (スランブ2.5cm) 許容誤差±1.0cm (スランブ5cm以上8cm未満) 許容誤差±1.5cm (スランブ8cm以上18cm以下) 許容誤差±2.5cm (スランブ21cm) 許容誤差±1.5cm (呼び強度27N/mm <sup>2</sup> 以上で高性能AE減水剤を使用 する場合) 許容誤差±2.0cm ※JIS A 5308準拠	JIS A 1101	○	○	○							(床版用は全車、ただし、良好な場合は簡略可)
	空気量	【打込み箇所】 許容誤差±1.5% 普通コンクリート=4.5% 軽集コンクリート=5.0% 細集コンクリート=4.5% 高強度コンクリート=4.5% ※JIS A 5308準拠	下記のいずれかによる JIS A 1116(質量方法) JIS A 1118(容積方法) JIS A 1128(空気量圧力方法)	○	○	○							
	単位水量	【打込み箇所】 [上限値] (粗骨材最大寸法25mm以下)=175kg/m <sup>3</sup> を標準 (粗骨材最大寸法25mmを超え40mm以下)= 165kg/m <sup>3</sup> を標準 【管理区分】 管理目標:-15~-10kg/m <sup>3</sup> 注意警告:-20~-15kg/m <sup>3</sup> 以内 +10~-15kg/m <sup>3</sup> 以内 管理限界:-20kg/m <sup>3</sup> 、又は+15kg/m <sup>3</sup> 又は上限値+5kg/m <sup>3</sup> の小さい方を繰る	関係基準「コンクリート単位水 量管理基準」 又は「アールタ法(注水法) 又は同程度以上の方法	○	○	○							様式-1-15.1 又は 様式-1-15.2 (その他関係 資料)
	温度	(寒中コンクリート) 打込み時5~20℃ (暑中コンクリート) 打込み時指定の品質を確保できる 場合は35℃以下、それ以外の場合は30℃以下	JIS A 1156	○	○	○							
	水セメント比	(工場製PC構造) 38%以下 (上記以外で構造) 43%以下 (RC構造) 50%以下 (単集コンクリートは60%以下) (中集Co、珪LiCoは18N/mm <sup>2</sup> は適用対象外)	配合計画書の確認	工事開始時 材料又は配合が変化した時									
	塩化物 イオン量	0.30kg/m <sup>3</sup> 以下	JIS A 1144 (又は信頼できる機関で評価 を受けた試験方法)	1回/週 (海砂は2回/日)									
	アルカリシリカ 反応対策	対策実施済みであること	配合計画書の確認	・工事開始前 ・工事中1回/6ヶ月 ・骨材産地が変わった場合									
	配合	許容範囲内にあること	計量印字記録等	適宜									
	圧縮強度 (標準養生 供試体)	JIS A 5308の4.1.a)	JIS A 1108	※全量に対して最低3回(構造単位で最低1回) (同一種別コンクリート集に対して実施)									
圧縮強度 (現場養生 供試体)	JIS A 5308の4.1.a)	JIS A 1108	適宜 (型枠脱型時期の確認、暑中又は寒中コンクリートの管理状況確認を必要とする場合)										

・コンクリート標準示方書[施工編:施工標準]の2023年度改定内容の反映。

**表－3.9.16(1) 湿潤養生期間（標準）**

表－3.9.16(1) 湿潤養生期間(目安)

日平均気温	セメントの種類				
	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※
5℃以上	5日	9日	12日	12日	※

※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。

〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第9節 3.9.17特殊コンクリート(1)寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。

**表－3.9.17(1) (b)所要の圧縮強度を得る温度制御養生期間の目安（断面の大きさが「普通」の場合）**

表－3.9.17(1) (b)所要の圧縮強度を得る温度制御養生期間の目安(断面の大きさが「普通」の場合)

5℃以上の温度制御と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類		
		早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種
厳しい気象条件	5℃	5日	9日	12日
	10℃	4日	7日	9日
まれに統計融解する程度の気象条件	5℃	3日	4日	5日
	10℃	2日	3日	4日

**表－3.9.16(1) 湿潤養生期間（標準）**

表－3.9.16(1) 湿潤養生期間(標準)

日平均気温	セメントの種類		
	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種
15℃以上	3日	5日	7日
10℃以上	4日	7日	9日
5℃以上	5日	9日	12日

**表－3.9.17(1) (b)所要の圧縮強度を得る温度制御養生期間の目安（断面の大きさが「普通」の場合）**

表－3.9.17(1) (b)所要の圧縮強度を得る温度制御養生期間の目安(断面の大きさが「普通」の場合)

5℃以上の温度制御を行った後、次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類		
		早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種
しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	5日	9日	12日
	10℃	4日	7日	9日
まれに統計融解を受ける場合	5℃	3日	4日	5日
	10℃	2日	3日	4日

・コンクリート標準示方書[施工編:施工標準]の2023年度改定内容の反映。

・国交省の土木施工共通仕様書の内容を反映

改定理由	
注意事項	



工種 (頁)	—	改定年月日	2024年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)	現行 (元)			備考
<p data-bbox="371 934 994 1008">第2編 建設工事</p> <p data-bbox="430 1123 934 1176">第8章 トンネル工事</p> <p data-bbox="563 1522 801 1575">2024年7月</p> <p data-bbox="430 1669 934 1722">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1469 934 2092 1008">第2編 建設工事</p> <p data-bbox="1528 1123 2033 1176">第8章 トンネル工事</p> <p data-bbox="1662 1522 1899 1575">2023年7月</p> <p data-bbox="1528 1669 2033 1722">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="2344 1501 2626 1543">改定に伴う西暦変更</p>		

第4節 トンネル掘削工

8.4.1 一般事項

(3) 施工

③ 安全点検

第1編第1章第3節 1.3.3「安全衛生管理」に定める安全衛生管理点検者は、定期的に次の事項について安全点検を実施しなければならない。

- a.切羽及び地山の状況
- b.支保工の状況
- c.作業環境の整備状況
- d.作業機械の整備状況
- e.仮設備の整備状況

また、各種法令及び肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（厚生労働省 平成28年12月、改正平成30年1月）に準じ安全管理に努めなければならない。

更に、切羽監視責任者を原則専任で配置するものとする。

第4節 トンネル掘削工

8.4.1 一般事項

(3) 施工

③ 安全点検

第1編第1章第3節 1.3.3「安全衛生管理」に定める安全衛生管理点検者は、定期的に次の事項について安全点検を実施しなければならない。

- a.切羽及び地山の状況
- b.支保工の状況
- c.作業環境の整備状況
- d.作業機械の整備状況
- e.仮設備の整備状況

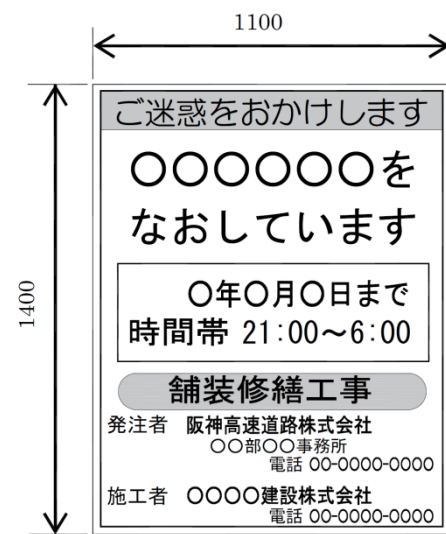
また、各種法令及び肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（厚生労働省 平成28年12月、改正平成30年1月）に準じ安全管理に努めなければならない。

更に、切羽監視責任者を原則専任で配置するものとする。ただし、現場の状況により、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議し配置不要とすることができる。

切羽の監視は、NATM 工法の際に必要なものであり、現時点では NATM 工法の工事は予定されていないため、記載を削除。（拡大解釈で、他の工法の安全点検の際に配置不要とすることを避けるため）

改定理由	
注意事項	

工種 (頁)	—	改定年月日	2024年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p data-bbox="350 911 1026 1104">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="451 1230 920 1352">工事現場における 保安施設の設置基準</p> <p data-bbox="557 1545 807 1591">2024年 7月</p> <p data-bbox="427 1692 949 1743">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="1448 911 2125 1104">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1549 1230 2018 1352">工事現場における 保安施設の設置基準</p> <p data-bbox="1656 1545 1905 1591">2023年 7月</p> <p data-bbox="1525 1692 2047 1743">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2338 1512 2623 1541">改定に伴う西暦変更</p>

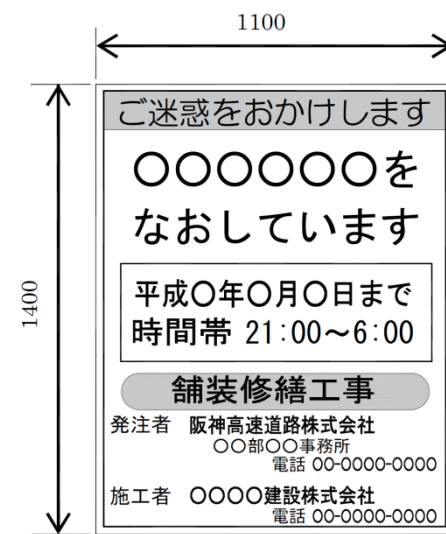


記載要領

1. 「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。
2. 縁の余白は2 cm、縁線の太さは 1.5 cm、区画線の太さは 0.5 cmとする。
3. 組立て用外わく材は軽量形鋼とする。

(注) 材質鉄板 0.4 mm以上表裏共白色メラン焼付とする。ファイロンプラスチック板でもよい。

軽量形鋼  
1.6×50×50 mm



記載要領

1. 「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。
2. 縁の余白は2 cm、縁線の太さは 1.5 cm、区画線の太さは 0.5 cmとする。
3. 組立て用外わく材は軽量形鋼とする。

(注) 材質鉄板 0.4 mm以上表裏共白色メラン焼付とする。ファイロンプラスチック板でもよい。

軽量形鋼  
1.6×50×50 mm

・和暦の削除

図-3.3.1 工事標示板 (その1)

図-3.3.1 工事標示板 (その1)

改定理由	
注意事項	

工種 (頁)	—	改定年月日	2024年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p data-bbox="359 877 1041 1075">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="368 1201 1032 1339">電子納品に関する手引き 【土木設計業務・土木工事編】</p> <p data-bbox="566 1608 825 1654">2024年 7月</p> <p data-bbox="468 1724 931 1770">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="1457 867 2139 1064">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1466 1190 2131 1329">電子納品に関する手引き 【土木設計業務・土木工事編】</p> <p data-bbox="1665 1598 1923 1644">2023年 7月</p> <p data-bbox="1567 1713 2030 1759">阪神高速道路株式会社</p>		



6.2.2 工事における電子納品対象文書

工事における電子納品対象文書及びファイル形式及び保管先フォルダは図 6-3 に示すとおりであり、その詳細は表 6-1 に示すとおりとする。納品は原則、Hi-TeLus 共有フォルダの「しゅん工後アーカイブ」フォルダへのアップロードにより行うものとする。

なお、Hi-TeLus の下記の各種機能により書類の受け渡し等を実施したものについては、当該システム上に記録・保存されているため、電子成果品としての作成及び提出は不要とする。

- [発議書類] 契約書、土木工事共通仕様書で定める各種書類
- [図面管理] 土木工事共通仕様書で定める各種書類のうち図面承諾関係
- [しゅん工図書] しゅん工図 (TIFF 形式、オリジナルファイル等を含む)
- [スケジュール管理] 週報等
- ~~[保全情報連携] データテーブル表、損傷箇所補修状況一覧~~

Hi-TeLus共有フォルダ

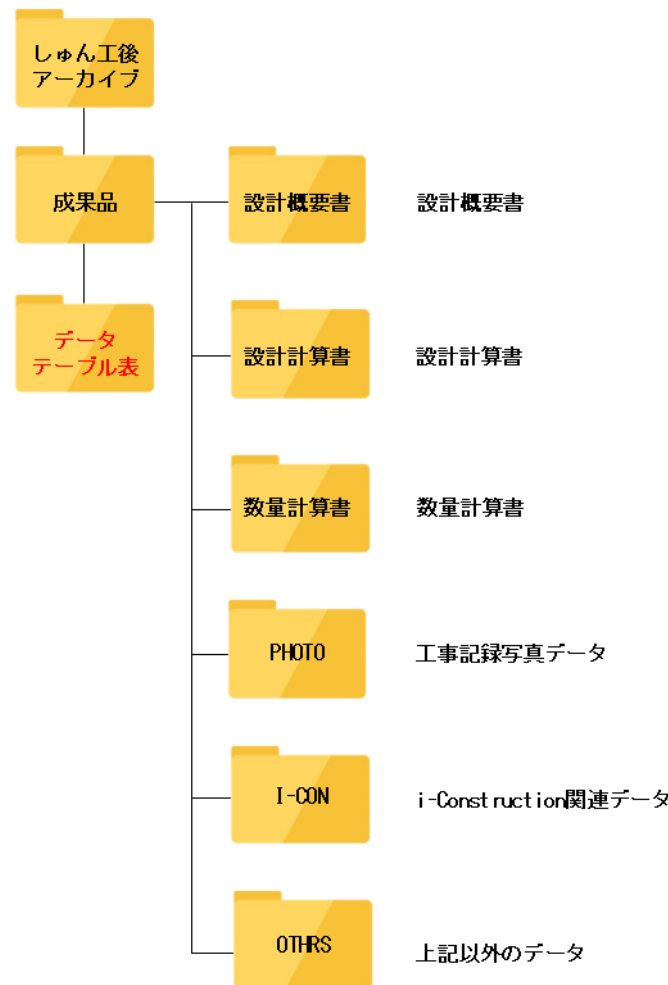


図 6-3 電子納品対象となる文書及び保管先フォルダ

6.2.2 工事における電子納品対象文書

工事における電子納品対象文書及びファイル形式及び保管先フォルダは図 6-3 に示すとおりであり、その詳細は表 6-1 に示すとおりとする。納品は原則、Hi-TeLus 共有フォルダの「しゅん工後アーカイブ」フォルダへのアップロードにより行うものとする。

なお、Hi-TeLus の下記の各種機能により書類の受け渡し等を実施したものについては、当該システム上に記録・保存されているため、電子成果品としての作成及び提出は不要とする。

- [発議書類] 契約書、土木工事共通仕様書で定める各種書類
- [図面管理] 土木工事共通仕様書で定める各種書類のうち図面承諾関係
- [しゅん工図書] しゅん工図 (TIFF 形式、オリジナルファイル等を含む)
- [スケジュール管理] 週報等
- [保全情報連携] データテーブル表、損傷箇所補修状況一覧

Hi-TeLus共有フォルダ

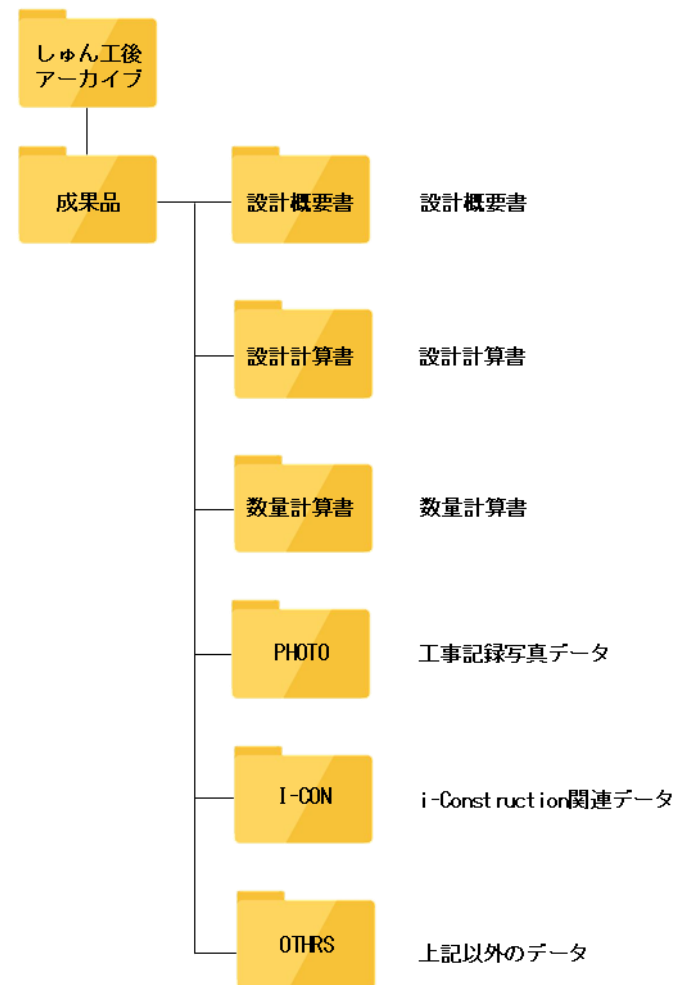


図 6-3 電子納品対象となる文書及び保管先フォルダ

表 6-1 電子納品対象となる文書及びファイル形式

表 6-1 電子納品対象となる文書及びファイル形式

書類 種別	しゅん工に伴う納品時				備考
	紙	電子	ファイル形式	保存用フォルダー	
しゅん工図 (出来形図含む)	電子成果品の対象外※				
設計概要書	電子	○	PDF+ おしりファイル	OTHERS	
設計計算書	電子	○	PDF+ おしりファイル	OTHERS	
数量計算書	電子	○	PDF+ おしりファイル	OTHERS	
データテーブル表	電子	○	PDF+ おしりファイル	データテーブル表	データテーブル表記入 要領参照
図面目録	電子成果品の対象外※				
契約	各技術者届				
	電子納品実施にあたってのチェックリスト【工事着手前】				
施工	工程表				
	工事実施工程表承諾書				
	工事着工届				
	前払金請求書				
	施工計画書				
	工事打合せ簿 (工事材料承諾書、指定外材料承諾書、各種報告・提出・届・通知書等)				
	施工法変更承諾書				
	技術提案書及び品質確保体制確認書 履行確認書				
	技術提案事項変更承諾書				
	工期延期協議書				
	スライド協議書				
	工事災害報告書				
	工事実施工程表承諾書				
	工事実績工程表				
	工事選報				
	工事進捗報告書				
	品質・出来形管理結果報告書 材料 (又は施工) 検査願および検査結果報告書				
	変更工事施工通知書				
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況 (その1)				
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況 (その3) (説明資料)				
	安全衛生管理日誌				
	工事中事故発生報告書				
	修補完了届				
	現場発生品調査書				
	工事費内訳明細書				
	第三者損害に関する書類 (事前・事後)				
	既済部分検査請求書				
既済部分代金請求書					
既済部分出来高内訳書					
土木工事共通仕様書各章に定める品質管理・出来形管理、施工管理に関する資料					
工事写真					
しゅん工	一部しゅん工代金請求書				
	しゅん工代金請求書				
	しゅん工届				
	工事目的物引渡書				
その他	電子納品データ提出書				
	電子納品実施にあたってのチェックリスト【工事しゅん工時】				
	特記仕様書、数量総括表、金技設計書				
損傷の補修状況一覧					
監督員が必要と認めて指示したもの					紙 △ △ PDF OTHERS 品質・出来形に係わるものは電子納品対象

書類 種別	しゅん工に伴う納品時				備考
	紙	電子	ファイル形式	保存用フォルダー	
しゅん工図 (出来形図含む)	電子成果品の対象外※				
設計概要書	電子	○	PDF+ おしりファイル	OTHERS	
設計計算書	電子	○	PDF+ おしりファイル	OTHERS	
数量計算書	電子	○	PDF+ おしりファイル	OTHERS	
データテーブル表	電子	○	PDF+ おしりファイル	OTHERS	
図面目録	電子成果品の対象外※				
契約	各技術者届				
	電子納品実施にあたってのチェックリスト【工事着手前】				
施工	工程表				
	工事実施工程表承諾書				
	工事着工届				
	前払金請求書				
	施工計画書				
	工事打合せ簿 (工事材料承諾書、指定外材料承諾書、各種報告・提出・届・通知書等)				
	施工法変更承諾書				
	技術提案書及び品質確保体制確認書 履行確認書				
	技術提案事項変更承諾書				
	工期延期協議書				
	スライド協議書				
	工事災害報告書				
	工事実施工程表承諾書				
	工事実績工程表				
	工事選報				
	工事進捗報告書				
	品質・出来形管理結果報告書 材料 (又は施工) 検査願および検査結果報告書				
	変更工事施工通知書				
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況 (その1)				
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況 (その3) (説明資料)				
	安全衛生管理日誌				
	工事中事故発生報告書				
	修補完了届				
	現場発生品調査書				
	工事費内訳明細書				
	第三者損害に関する書類 (事前・事後)				
	既済部分検査請求書				
既済部分代金請求書					
既済部分出来高内訳書					
土木工事共通仕様書各章に定める品質管理・出来形管理、施工管理に関する資料					
工事写真					
しゅん工	一部しゅん工代金請求書				
	しゅん工代金請求書				
	しゅん工届				
	工事目的物引渡書				
その他	電子納品データ提出書				
	電子納品実施にあたってのチェックリスト【工事しゅん工時】				
	特記仕様書、数量総括表、金技設計書				
損傷の補修状況一覧					
監督員が必要と認めて指示したもの					紙 △ △ PDF OTHERS 品質・出来形に係わるものは電子納品対象

電子成果品の対象外  
※Hi-TeLus適用工事は、当該システム上に記録・保存されているため、電子納品としての作成及び提出は不要

電子成果品の対象外  
※Hi-TeLus適用工事は、当該システム上に記録・保存されているため、電子納品としての作成及び提出は不要

○：必須、×：提出不要、△：内容に応じて紙or電子のどちらかで提出

○：必須、×：提出不要、△：内容に応じて紙or電子のどちらかで提出

改定理由

注意事項

工種 (頁)	—	改定年月日	2024年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)	現行 (元)			備考
<p data-bbox="350 842 1026 1031">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="388 1167 985 1293">土木工事請負契約における 設計変更ガイドライン</p> <p data-bbox="566 1528 804 1577">2024年 7月</p> <p data-bbox="433 1682 943 1730">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1448 842 2125 1031">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1486 1167 2083 1293">土木工事請負契約における 設計変更ガイドライン</p> <p data-bbox="1665 1528 1902 1577">2020年 7月</p> <p data-bbox="1531 1682 2041 1730">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="2347 1514 2614 1541">改定に伴う西暦変更</p>		

目次

1. 土木請負工事の特徴・・・P.1

2. 工事の請負契約・・・P.1

3. 設計変更の現状・・・P.1

3-1. 設計図書照査の現状

3-2. 設計変更の現状

3-3. 発注者・受注者の留意事項

3-4. ガイドライン策定の目的

4. 用語の定義・・・P.3

5. 設計変更手続きフロー・・・P.5

5-1. 設計変更の手続き（全般）

5-2. 条件変更に係る設計変更手続きフロー

6. 設計図書の照査・・・P.7

6-1. はじめに

6-2. 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書における「設計図書の照査」について

6-2-1. 設計図書の照査に関する規定

6-2-2. 設計図書の照査項目及び内容

6-3. 設計図書の照査項目一覧表

6-4. 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）

7. 設計書の訂正又は変更・・・P.17

7-1. 設計書の訂正又は変更について

7-2. 工事内容の変更などの補助作業に関する規定

8. 設計変更の対象となるケース・・・P.20

8-1. 設計変更の対象となるケースについて

8-2. 設計変更対応事例

9. 設計変更の対象とならないケース・・・P.27

9-1. 設計変更の対象とならないケースについて

9-2. 設計変更の対象とならない事例

10. 条件明示について・・・P.30

目次

1. 土木請負工事の特徴・・・P.1

2. 工事の請負契約・・・P.1

3. 設計変更の現状・・・P.1

3-1. 設計図書照査の現状

3-2. 設計変更の現状

3-3. 発注者・受注者の留意事項

3-4. ガイドライン策定の目的

4. 用語の定義・・・P.3

5. 設計変更手続きフロー・・・P.5

5-1. 設計変更の手続き（全般）

5-2. 条件変更に係る設計変更手続きフロー

6. 設計図書の照査・・・P.7

6-1. はじめに

6-2. 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書における「設計図書の照査」について

6-2-1. 設計図書の照査に関する規定

6-2-2. 設計図書の照査項目及び内容

6-3. 設計図書の照査項目一覧表

6-4. 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）

7. 設計書の訂正又は変更・・・P.17

7-1. 設計書の訂正又は変更について

7-2. 工事内容の変更などの補助作業に関する規定

8. 設計変更の対象となるケース・・・P.20

8-1. 設計変更の対象となるケースについて

8-2. 設計変更対応事例

9. 設計変更の対象とならないケース・・・P.27

9-1. 設計変更の対象とならないケースについて

9-2. 設計変更の対象とならない事例

10. 条件明示について・・・P.30

11. 総合評価落札方式において、技術提案内容と異なる行為を行う場合の設計変更について・・・P.33

1 1. 契約後 VE において工事内容を変更する場合について . . . . . P.33

1 2. 変更設計書の積算単価及び歩掛等に関する注意事項 . . . . . P.34

1 2-1. 間接工事費における工種区分について

1 2-2. 設計変更における契約保証費について

1 3. 関連事項 . . . . . P.35

1 3-1. 入札前・契約後の設計図書等の疑義の解決

1 3-1-1. 入札前

1 3-1-2. 契約後

1 3-2. 受発注者のコミュニケーションの促進

参考資料 . . . . . P.37

1 2. 契約後 VE において工事内容を変更する場合について . . . . . P.34

1 3. 変更設計書の積算単価及び歩掛等に関する注意事項 . . . . . P.35

1 3-1. 間接工事費における工種区分について

1 3-2. 設計変更における契約保証費について

1 4. 関連事項 . . . . . P.36

1 4-1. 入札前・契約後の設計図書等の疑義の解決

1 4-1-1. 入札前

1 4-1-2. 契約後

1 4-2. 受発注者のコミュニケーションの促進

参考資料 . . . . . P.38



## 1. 土木請負工事の特徴

土木工事は、個別に調査・設計された極めて多岐にわたる工事目的物を多種多様な自然条件・環境条件のもとで施工されるという特殊性を有している。

しかしながら、当初積算時には地質調査や既設構造物調査など、精密な調査を実施したうえで積算するに至っていない工事もある。このため、土質・地下水位等の変化や現地調査における構造物の相違などに備え、その前提条件・図面を明示することにより設計変更の円滑化を図る必要がある。

## 2. 工事の請負契約

公共工事の請負契約は、中央建設業審議会が作成・勧告した「標準請負契約約款」に基づいており、「発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する者とする。※」とある。

この記載のとおり、受発注者は【対等である】との共通認識のもと、特に発注者は受注者に不利な取り扱いがされたりする【片務性】の是正を図らなければならない。

※工事請負契約書より抜粋

## 3. 設計変更の現状

### 3-1 設計図書照査の現状

工事の請負契約書には「発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書に従いこの契約を履行しなければならない。」とあり、受注者は設計図書に従って工事を施工する義務を負っている。しかし、現状の設計図書では十分な内容を持ったものではなかったり、設計図書と現場及び施工条件の相違、当初で予期することができなかった条件が発生したりと様々な要因により、当初の設計図書のまま工事を続行することが困難な状況が発生することがある。

このような問題に対応するために、受注者に「設計図書の照査」が義務づけられているが、この「設計図書の照査」に関して、受発注者の相互の解釈の違いにより照査範囲や費用負担の取り扱いが工事により異なるなど、受注者に過度の負担を強いている工事も確認されている。また、受注者が実施する「工事内容の変更などの補助作業（土木工事共通仕様書第1編第1章第1節1.1.23(3)）」についても、発注者と受注者の解釈の違いにより、本来発注者が実施（費用負担）する内容まで、受注者に過度に負担を強いている状況が見受けられる。

## 1. 土木請負工事の特徴

土木工事は、個別に調査・設計された極めて多岐にわたる工事目的物を多種多様な自然条件・環境条件のもとで施工されるという特殊性を有している。

しかしながら、当初積算時には地質調査や既設構造物調査など、精密な調査を実施したうえで積算するに至っていない工事もある。このため、土質・地下水位等の変化や現地調査における構造物の相違などに備え、その前提条件・図面を明示することにより設計変更の円滑化を図る必要がある。

## 2. 工事の請負契約

公共工事の請負契約は、中央建設業審議会が作成・勧告した「標準請負契約約款」に基づいており、「発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する者とする。※」とある。

この記載のとおり、受発注者は【対等である】との共通認識のもと、特に発注者は受注者に不利な取り扱いがされたりする【片務性】の是正を図らなければならない。

※工事請負契約書より抜粋

## 3. 設計変更の現状

### 3-1 設計図書照査の現状

工事の請負契約書には「発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書に従いこの契約を履行しなければならない。」とあり、受注者は設計図書に従って工事を施工する義務を負っている。しかし、現状の設計図書では十分な内容を持ったものではなかったり、設計図書と現場及び施工条件の相違、当初で予期することができなかった条件が発生したりと様々な要因により、当初の設計図書のまま工事を続行することが困難な状況が発生することがある。

このような問題に対応するために、受注者に「設計図書の照査」が義務づけられているが、この「設計図書の照査」に関して、受発注者の相互の解釈の違いにより照査範囲や費用負担の取り扱いが工事により異なるなど、受注者に過度の負担を強いている工事も確認されている。また、受注者が実施する「工事内容の変更などの補助作業（土木工事共通仕様書第1編第1章第1節1.1.23(3)）」についても、発注者と受注者の解釈の違いにより、本来発注者が実施（費用負担）する内容まで、受注者に過度に負担を強いている状況が見受けられる。

### 3-2 設計変更の現状

設計図書に明示されている内容と実際の現場条件等が一致しない場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて金額変更が必要となるケースがある。しかしながら、下記のように適切に変更がなされていない事例がある。

- 発注者においてなされるべき条件明示がされていないことから、本来設計変更の対象となる事柄が変更されない。
- 必要な「協議」が実施されずに現場の施工が行われ、設計変更が受け入れられない。
- 発注者において明示された条件が変更になったにもかかわらず「任意仮設」ということで、受注者からの変更を求められても変更しない。
- 受注者が行う設計図書照査に関して、受注者に過度の負担を強いているにもかかわらず受発注者の認識の相違により変更されない。

このような発注者の対応は、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」平成 26 年 9 月 30 日閣議決定の「5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項（2）適正な施工を確保するための発注者・受注者間の対等性に関すること」に、「追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、建設業法第 19 条第 2 項又は第 19 条の 3 に違反するおそれがあるため、これを行わないものとする。」にも抵触することとなりかねない。

### 3-3 発注者・受注者の留意事項

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。） 平成 26 年 6 月 4 日 公布・施行」の第 3 条（基本理念）には、「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。」および第 7 条（発注者の責務）において、「必要があると認められるときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額又は工期の変更を行うこと。」とあり、発注者・受注者がそれぞれの役割分担を適切に行ったうえで設計変更内容について両者が合意し 契約を締結することが不可欠である。

また、発注者は、品確法第 7 条にあるとおり設計図書に適切に条件明示をするようにしなければならない。そして受注者は工事着手に当たっては、設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」を行い工事を進めることが重要である。

更に、品確法の改正（2019 年 6 月）において、適正な工期設定を定めて公正な契約を締結することが契約当事者の責務と定められていることから、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（国土交通省）」を参考に、適正な工期設定となるよう努めるとともに、当該工期設定に関する条件についても明示するよう努めなければならない。

### 3-2 設計変更の現状

設計図書に明示されている内容と実際の現場条件等が一致しない場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて金額変更が必要となるケースがある。しかしながら、下記のように適切に変更がなされていない事例がある。

- 発注者においてなされるべき条件明示がされていないことから、本来設計変更の対象となる事柄が変更されない。
- 必要な「協議」が実施されずに現場の施工が行われ、設計変更が受け入れられない。
- 発注者において明示された条件が変更になったにもかかわらず「任意仮設」ということで、受注者からの変更を求められても変更しない。
- 受注者が行う設計図書照査に関して、受注者に過度の負担を強いているにもかかわらず受発注者の認識の相違により変更されない。

このような発注者の対応は、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」平成 26 年 9 月 30 日閣議決定の「5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項（2）適正な施工を確保するための発注者・受注者間の対等性に関すること」に、「追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、建設業法第 19 条第 2 項又は第 19 条の 3 に違反するおそれがあるため、これを行わないものとする。」にも抵触することとなりかねない。

### 3-3 発注者・受注者の留意事項

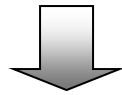
「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。） 平成 26 年 6 月 4 日 公布・施行」の第 3 条（基本理念）には、「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。」および第 7 条（発注者の責務）において、「必要があると認められるときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額又は工期の変更を行うこと。」とあり、発注者・受注者がそれぞれの役割分担を適切に行ったうえで設計変更内容について両者が合意し 契約を締結することが不可欠である。

また、発注者は、品確法第 7 条にあるとおり設計図書に適切に条件明示をするようにしなければならない。そして受注者は工事着手に当たっては、設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」を行い工事を進めることが重要である。

更に、品確法の改正（2019 年 6 月）において、適正な工期設定を定めて公正な契約を締結することが契約当事者の責務と定められていることから、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（国土交通省）」を参考に、適正な工期設定となるよう努めるとともに、当該工期設定に関する条件についても明示するよう努めなければならない。

### 3-4 ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者の両者が、設計変更における課題や留意点、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。



「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」の策定

### 4. 用語の定義 (土木工事共通仕様書等より引用)

- ・ 契約書類 . . . . . 契約書第1条に規定する契約書および設計図書をいう。
- ・ 設計図書 . . . . . 図面、仕様書、金額を記載しない設計書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。
- ・ 仕様書 . . . . . 土木工事共通仕様書、特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)をいう。
- ・ 特記仕様書 . . . . . 土木工事共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または特別な事項を定める書類をいう。なお、発注者がその都度提示した変更特記仕様書若しくは追加特記仕様書を含むものとする。
- ・ 図面 . . . . . 入札に際して当社が交付した設計図および当社から変更または追加された図面をいう。なお、詳細設計を含む工事にあつては、契約書類の規定または監督員の指示に従い、受注者が作成した詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- ・ 指示 . . . . . 当社または監督員が、工事施工上必要な実施事項を受注者に対して書面により示し、実施させることをいう。
- ・ 承諾 . . . . . 当社または監督員が、契約書類の規定に基づき、受注者から申し出のあった事項に対し書面により同意することをいう。この事項に関する責は受注者に帰属する。
- ・ 協議 . . . . . 書面により契約書類の協議事項について、発注者もしくは監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- ・ 提出 . . . . . 監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事に係る書面またはそのほかの資料を説明し、差し出すことをいう。
- ・ 報告 . . . . . 受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について、書面をもって知らせることをいう。

### 3-4 ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者の両者が、設計変更における課題や留意点、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。



「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」の策定

### 4. 用語の定義 (土木工事共通仕様書等より引用)

- ・ 契約書類 . . . . . 契約書第1条に規定する契約書および設計図書をいう。
- ・ 設計図書 . . . . . 図面、仕様書、金額を記載しない設計書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。
- ・ 仕様書 . . . . . 土木工事共通仕様書、特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)をいう。
- ・ 特記仕様書 . . . . . 土木工事共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または特別な事項を定める書類をいう。なお、発注者がその都度提示した変更特記仕様書若しくは追加特記仕様書を含むものとする。
- ・ 図面 . . . . . 入札に際して当社が交付した設計図および当社から変更または追加された図面をいう。なお、詳細設計を含む工事にあつては、契約書類の規定または監督員の指示に従い、受注者が作成した詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- ・ 指示 . . . . . 当社または監督員が、工事施工上必要な実施事項を受注者に対して書面により示し、実施させることをいう。
- ・ 承諾 . . . . . 当社または監督員が、契約書類の規定に基づき、受注者から申し出のあった事項に対し書面により同意することをいう。この事項に関する責は受注者に帰属する。
- ・ 協議 . . . . . 書面により契約書類の協議事項について、発注者もしくは監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- ・ 提出 . . . . . 監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事に係る書面またはそのほかの資料を説明し、差し出すことをいう。
- ・ 報告 . . . . . 受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について、書面をもって知らせることをいう。

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通知・・・・・・・・・・当社または監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</li> <li>• 変更契約・・・・・・・・・・次の各号の一に該当する場合に、工事請負契約の変更を行うものを変更契約という。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事の完成に伴い請負代金額の精算を行う場合</li> <li>② 契約書第40条の規定に基づく部分引渡を行う場合</li> <li>③ 契約書第44条から第46条及び第49条、第50条の規定に基づき契約を解除する場合</li> <li>④ 契約書類の規定に基づく工事内容の変更または追加に伴い、工期または請負代金額の変更を行う場合</li> <li>⑤ 契約書類の規定に基づき当社が費用を負担する場合</li> </ul> </li> <li>• 設計変更・・・・・・・・・・工事請負契約書第18条及び第19条の規定により工事内容を変更するため設計図書又は仕様書の一部を変更し、変更工事施工通知を行うことをいう。</li> <li>• 施工法変更・・・・・・・・・・工事の施工途上において、受注者の申請により契約内容と異なった特許工法等の特殊な施工法を採用する場合をいう。施工法変更においては、設計図書は変更しないが、しゅん工図面等の変更は行う。</li> <li>• スライド条項・・・・・・・・・・賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当と認められたときは、金額の変更を請求することができる。これをいわゆる「スライド」と呼んでいる。増額のスライドについては、受注者からの協議を受けて、また減額のスライドについては発注者からの協議をして設計変更で対応することとなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通知・・・・・・・・・・当社または監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</li> <li>• 変更契約・・・・・・・・・・次の各号の一に該当する場合に、工事請負契約の変更を行うものを変更契約という。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事の完成に伴い請負代金額の精算を行う場合</li> <li>② 契約書第40条の規定に基づく部分引渡を行う場合</li> <li>③ 契約書第44条から第46条及び第49条、第50条の規定に基づき契約を解除する場合</li> <li>④ 契約書類の規定に基づく工事内容の変更または追加に伴い、工期または請負代金額の変更を行う場合</li> <li>⑤ 契約書類の規定に基づき当社が費用を負担する場合</li> </ul> </li> <li>• 設計変更・・・・・・・・・・工事請負契約書第18条及び第19条の規定により工事内容を変更するため設計図書又は仕様書の一部を変更し、変更工事施工通知を行うことをいう。</li> <li>• 施工法変更・・・・・・・・・・工事の施工途上において、受注者の申請により契約内容と異なった特許工法等の特殊な施工法を採用する場合をいう。施工法変更においては、設計図書は変更しないが、しゅん工図面等の変更は行う。</li> <li>• スライド条項・・・・・・・・・・賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当と認められたときは、金額の変更を請求することができる。これをいわゆる「スライド」と呼んでいる。増額のスライドについては、受注者からの協議を受けて、また減額のスライドについては発注者からの協議をして<b>最終設計変更</b>で対応することとなっている。</li> </ul>	
---	--	--

・全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目	全体スライド (契約書第 26 条第 1 項 から第 4 項)	単品スライド (契約書第 26 条第 5 項)	インフレスライド (契約書第 26 条第 6 項)
概要	日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったとき。	特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき。	予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったとき。
適用対象工事	工期が 12 ヶ月を超える工事。但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事（比較的大規模な長期工事）。	すべての工事（運用通知発出時点で継続中の工事及び新規工事）。	すべての工事。但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事。
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除くすべての資材（鋼材類、燃料油脂類等）
	受発注者の負担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0%（但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12 ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない）

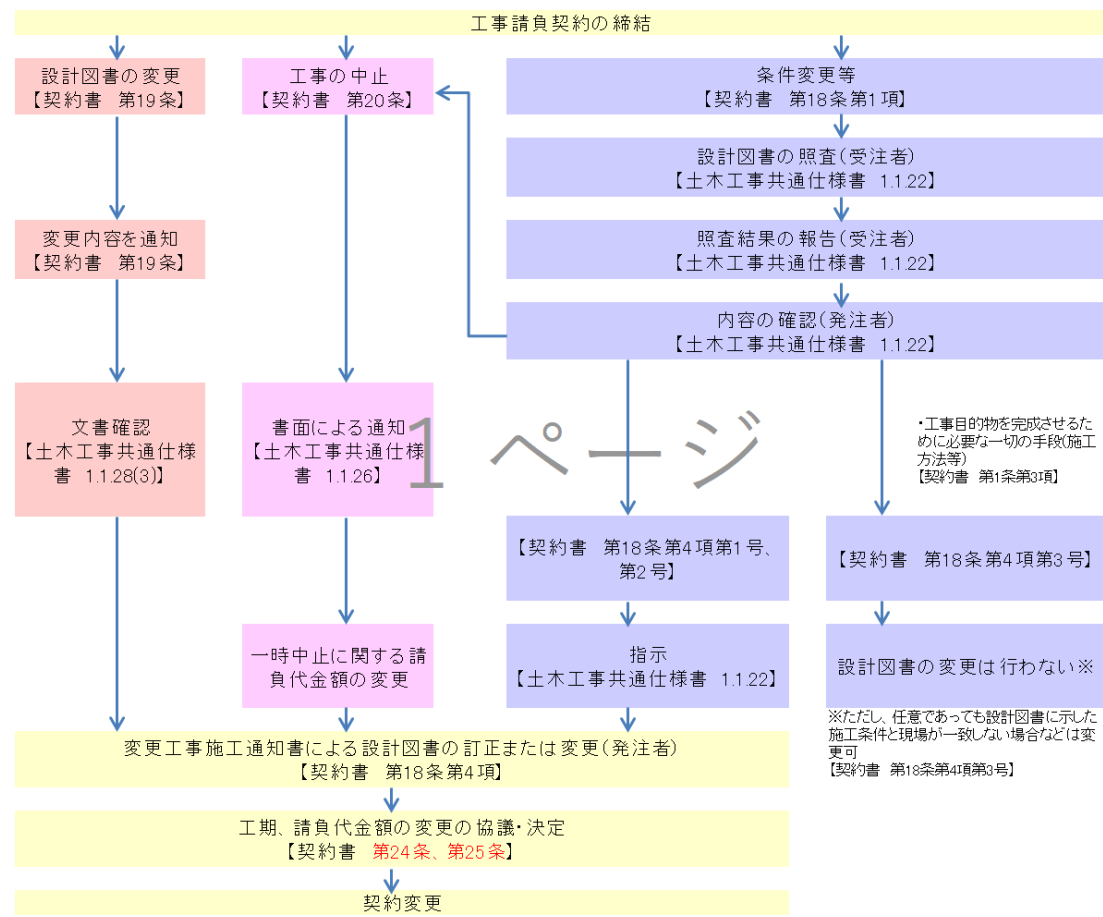
・全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目	全体スライド (契約書第 26 条第 1 項 から第 4 項)	単品スライド (契約書第 26 条第 5 項)	インフレスライド (契約書第 26 条第 6 項)
概要	日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったとき。	特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき。	予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったとき。
適用対象工事	工期が 12 ヶ月を超える工事。但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事（比較的大規模な長期工事）。	すべての工事（運用通知発出時点で継続中の工事及び新規工事）。	すべての工事。但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事。
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除くすべての資材（鋼材類、燃料油脂類等）
	受発注者の負担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0%（但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12 ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない）



## 5. 設計変更手続きフロー

### 5-1. 設計変更の手続き（全般）

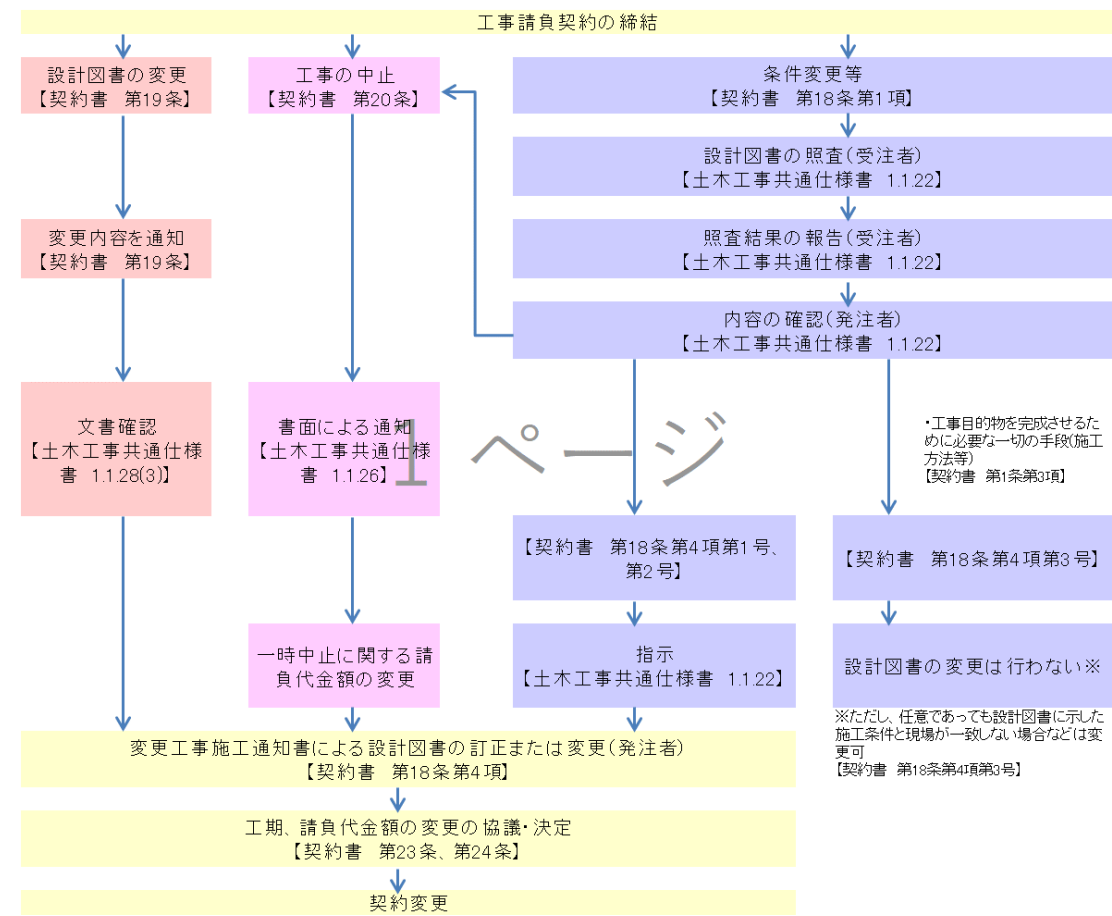


※スライドの手続きは契約書 第26条を参照。

※請負代金額の変更を伴う場合、変更工事施工通知書に変更概算金額を明示するものとする。

## 5. 設計変更手続きフロー

### 5-1. 設計変更の手続き（全般）



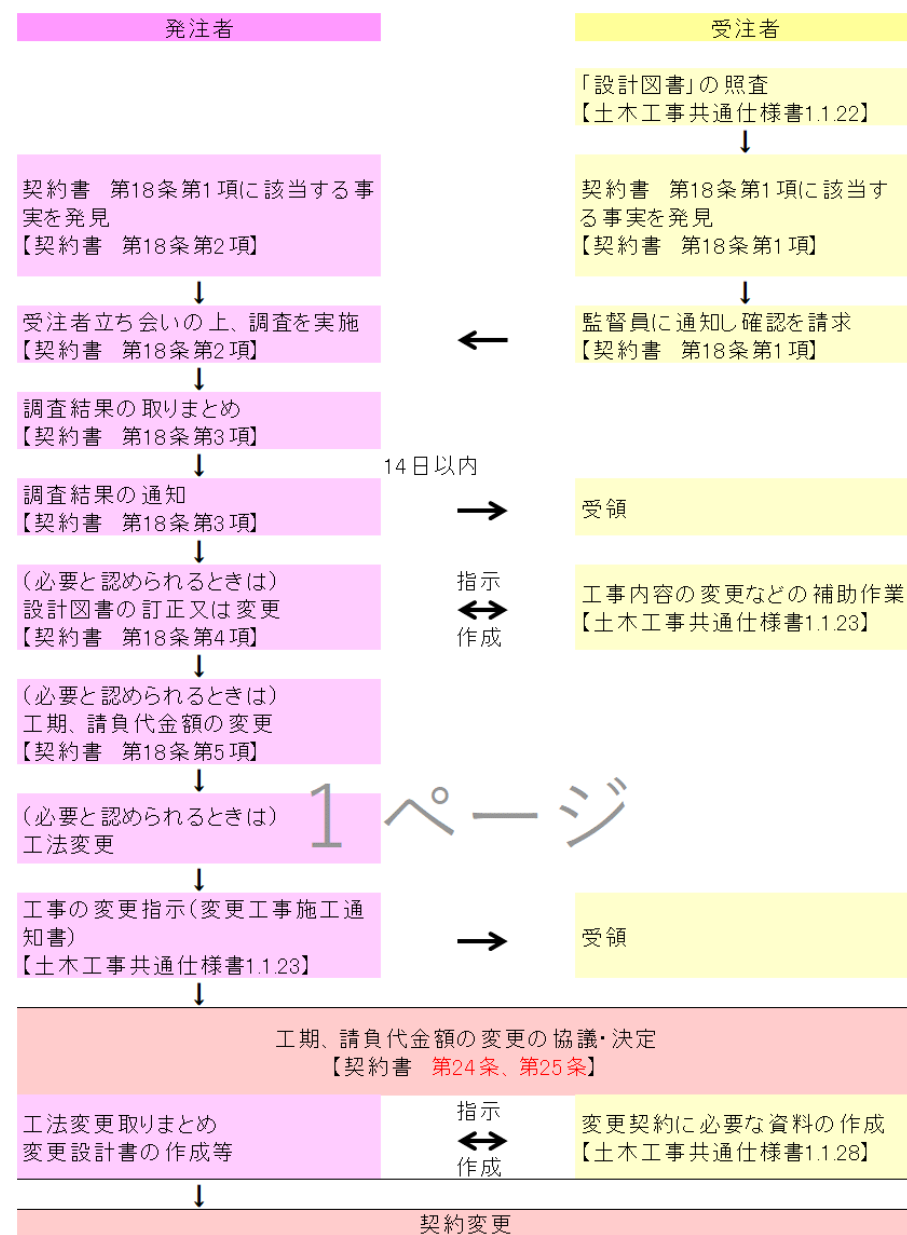
※スライドの手続きは契約書 第25条を参照。

※請負代金額の変更を伴う場合、変更工事施工通知書に変更概算金額を明示するものとする。

契約書の条項を修正

契約書の条項を修正

## 5-2. 条件変更に係る設計変更手続きフロー



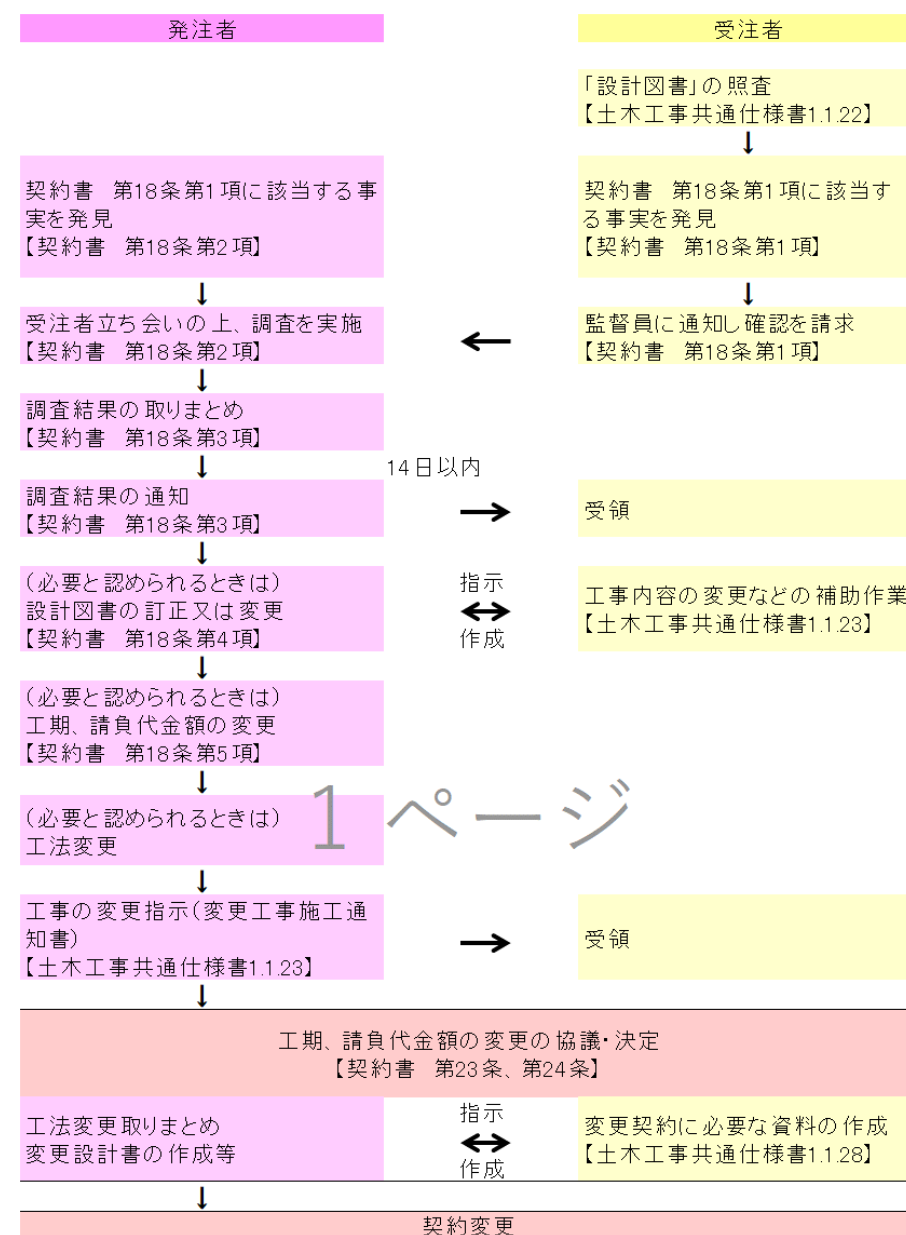
※請負代金額の変更を伴う場合、変更工事施工通知書に変更概算金額を明示するものとする。

### 工事請負契約書 第18条第1項

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

## 5-2. 条件変更に係る設計変更手続きフロー



※請負代金額の変更を伴う場合、変更工事施工通知書に変更概算金額を明示するものとする。

### 工事請負契約書 第18条第1項

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

契約書の条項を修正

## 6. 設計図書の照査

### 6-1. はじめに

工事請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工期内に工事を完成させ、工事目的物を引き渡すことである。しかしながら、土木工事の特性からその設計図書は必ずしも完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に明示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることが起こる。

このような場合には、契約書第 18 条（条件変更等）に基づき受注者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

つまり、

- ①「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤謬又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合」
- ②「発注者の意図による事情変更により設計図書が変更又は訂正された場合」

には、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある。

このため、受注者に「設計図書の照査」が義務づけられているが、この「設計図書の照査」について、発注者と受注者の責任範囲が具体的に明示されていないため、受発注者の解釈の違いにより工事受注者に過度な要求がされているとの意見もある。

よって、阪神高速道路（株）において「設計図書の照査」に基本的な考え方、責任範囲を出来る限り明示し、円滑な工事請負契約の執行に資するため記載するものである。

## 6. 設計図書の照査

### 6-1. はじめに

工事請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工期内に工事を完成させ、工事目的物を引き渡すことである。しかしながら、土木工事の特性からその設計図書は必ずしも完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に明示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることが起こる。

このような場合には、契約書第 18 条（条件変更等）に基づき受注者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

つまり、

- ①「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤謬又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合」
- ②「発注者の意図による事情変更により設計図書が変更又は訂正された場合」

には、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある。

このため、受注者に「設計図書の照査」が義務づけられているが、この「設計図書の照査」について、発注者と受注者の責任範囲が具体的に明示されていないため、受発注者の解釈の違いにより工事受注者に過度な要求がされているとの意見もある。

よって、阪神高速道路（株）において「設計図書の照査」に基本的な考え方、責任範囲を出来る限り明示し、円滑な工事請負契約の執行に資するため記載するものである。

## 6-2. 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書における「設計図書の照査」について

### 6-2-1 設計図書の照査に関する規定 設計図書の照査に関する規定は以下の通り。

#### 工事請負契約書 第18条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して取るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## 6-2. 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書における「設計図書の照査」について

### 6-2-1 設計図書の照査に関する規定 設計図書の照査に関する規定は以下の通り。

#### 工事請負契約書 第18条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して取るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## 土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

### 1.1.22 設計図書の照査等

#### (2) 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

#### (4) 設計図書間の不整合

特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

### 6-2-2 設計図書の照査項目及び内容

受注者が実施する設計図書の照査については、次節6-3.の一覧表に該当する工種の照査項目について実施するものとする。また、照査項目一覧表の対象工種以外についても、本ガイドラインに準拠できるものであれば、発注者と受注者で協議のうえ、運用できるものとする。

### 6-3. 設計図書の照査項目一覧表

受注者が自らの負担で実施する具体的な照査項目・内容を以下に示す。下記内容は、仕様書等に規定されている事項及び工事管理上必要な一般的事項全般を網羅すべく記載したものであり、工事との特色に応じ必要な照査項目を適切に判断し適用すること。

なお、照査項目を追加する場合は、受注者に過度の負担をかけることのないように留意すること。

また、受注者は、施工前及び施工途中において、下記資料を活用し適切な照査業務に努めること。

## 土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

### 1.1.22 設計図書の照査等

#### (2) 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

#### (4) 設計図書間の不整合

特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

### 6-2-2 設計図書の照査項目及び内容

受注者が実施する設計図書の照査については、次節6-3.の一覧表に該当する工種の照査項目について実施するものとする。また、照査項目一覧表の対象工種以外についても、本ガイドラインに準拠できるものであれば、発注者と受注者で協議のうえ、運用できるものとする。

### 6-3. 設計図書の照査項目一覧表

受注者が自らの負担で実施する具体的な照査項目・内容を以下に示す。下記内容は、仕様書等に規定されている事項及び工事管理上必要な一般的事項全般を網羅すべく記載したものであり、工事との特色に応じ必要な照査項目を適切に判断し適用すること。

なお、照査項目を追加する場合は、受注者に過度の負担をかけることのないように留意すること。

また、受注者は、施工前及び施工途中において、下記資料を活用し適切な照査業務に努めること。

設計図書照査項目一覧表

NO	項目	主な内容	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1	他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期等が明示されているか。（隣接工事、関連工事等）
		1-2	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法が明示されているか。（夜間工事、通行止工事、大規模補修工事、交通規制工事等）
		1-3	関係機関、自治体等との協議結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲が明示されているか。（河川協議、道路占用協議等）
		1-4	工事の着手可能時期が明示されているか。
		1-5	工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間、又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間が明示されているか。（ガス管、上下水道管、電話線、光通信ケーブル等）
	(2)用地関係	1-6	工事用地に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期が明示されているか。（用地買収、物件の移設等）
		1-7	受注者に、仮設ヤードとして所有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等が明示されているか。
	(3)環境保全対策	1-8	工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等に制限がある場合は、その内容が明示されているか。
		1-9	水替・流出防止施設が必要な場合は、その内容が明示されているか。
		1-10	濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、処理施設や処理条件、放流先等の明示がされているか。
		1-11	工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等が明示されているか。（家屋事前事後調査等）

設計図書照査項目一覧表

NO	項目	主な内容	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1	他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期等が明示されているか。（隣接工事、関連工事等）
		1-2	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法が明示されているか。（夜間工事、通行止工事、大規模補修工事、交通規制工事等）
		1-3	関係機関、自治体等との協議結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲が明示されているか。（河川協議、道路占用協議等）
		1-4	工事の着手可能時期が明示されているか。
		1-5	工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間、又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間が明示されているか。（ガス管、上下水道管、電話線、光通信ケーブル等）
	(2)用地関係	1-6	工事用地に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期が明示されているか。（用地買収、物件の移設等）
		1-7	受注者に、仮設ヤードとして所有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等が明示されているか。
	(3)環境保全対策	1-8	工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等に制限がある場合は、その内容が明示されているか。
		1-9	水替・流出防止施設が必要な場合は、その内容が明示されているか。
		1-10	濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、処理施設や処理条件、放流先等の明示がされているか。
		1-11	工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等が明示されているか。（家屋事前事後調査等）



1	(4)保安対策	1-12	交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間が明示されているか。(交通誘導警備員、標識等)	(4)保安対策	1-12	交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間が明示されているか。(交通誘導警備員、標識等)	「現地状況に合わせて舗装構成を検討する」旨を追記。
		1-13	鉄道、電気、ガス、電話、上下水道等の施設との近接工事で施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容が明示されているか。		1-13	鉄道、電気、ガス、電話、上下水道等の施設との近接工事で施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容が明示されているか。	
		1-14	有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容が明示されているか。		1-14	有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容が明示されているか。	
	(5)工事用道路	1-15	一般道を搬入路として使用する場合	(5)工事用道路	1-15	一般道を搬入路として使用する場合	
			①工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等が明示されているか。 ②搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容が明示されているか。			①工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等が明示されているか。 ②搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容が明示されているか。	
	(5)工事用道路	1-16	仮道路を設置する場合	(5)工事用道路	1-16	仮道路を設置する場合	
			①仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間が明示されているか。 ②仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)が明示されているか。 ③仮道路の維持及び補修が必要である場合は、その内容が明示されているか。 <b>④現地状況に合わせて舗装構成を検討しているか。</b>			①仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間が明示されているか。 ②仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)が明示されているか。 ③仮道路の維持及び補修が必要である場合は、その内容が明示されているか。	
		1-17	工事のため一般道路を占有する場合は、その期間及び範囲が明示されているか。		1-17	工事のため一般道路を占有する場合は、その期間及び範囲が明示されているか。	
		(6)仮設備関係	1-18		土留仮締切、仮橋、足場等の仮設物を、他の工事に引き渡す(引き継ぐ)場合は、その内容、期間及び維持、終了後の処置が明示されているか。	(6)仮設備関係	
	1-19		仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法が明示されているか。	1-19	仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法が明示されているか。		
	1-20		仮設備の設計条件は明示されているか。(土留仮締切り、仮橋等)	1-20	仮設備の設計条件は明示されているか。(土留仮締切り、仮橋等)		
	(7)建設副産物関係	1-21	建設発生土が発生する場合は、残土の受け入れ場所及び時間等の処分及び保管条件が明示されているか。	(7)建設副産物関係	1-21	建設発生土が発生する場合は、残土の受け入れ場所及び時間等の処分及び保管条件が明示されているか。	
		1-22	建設副産物の現場内での再利用、減量化が必要な場合は、その内容が明示されているか。		1-22	建設副産物の現場内での再利用、減量化が必要な場合は、その内容が明示されているか。	
		1-23	建設副産物及び産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件が明示されているか。なお、処分場を指定する場合は、その受け入れ場所、時間等の明示がされているか。		1-23	建設副産物及び産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件が明示されているか。なお、処分場を指定する場合は、その受け入れ場所、時間等の明示がされているか。	
		(8)工事支障物件	1-24	地上、地下等の占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事情報、防護等が明示されているか。(電柱、ガス管、上下水道等)		1-24	

2	(8) 工事支障物件	1-24	地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事情報、防護等が明示されているか。(電柱、ガス管、上下水道等)	2	関連資料・貸与資料の確認	2-1	地質調査報告書は整理されているか。(追加* -リソグの必要性の確認)	3	現地踏査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、基準点(仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか。				
		1-25	地上、地下等に占用物件工事と重複して施工する場合は、その内容が明示されているか。			2-2	軟弱地盤の施工に必要な資料は整理されているか。(圧密沈下、液状化、地盤支持力等)								
	(9) 薬液注入関係	1-26	薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種別、施工範囲等が明示されているか。			2-3	測量成果報告書(平面、横断、縦断)は整理されているか。				(9) 薬液注入関係	1-26	薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種別、施工範囲等が明示されているか。	2-4	共通仕様書及び特記仕様書等に示される資料は整理されているか。
		1-27	周辺環境の調査が必要な場合は、その内容が明示されているか。			2-4	共通仕様書及び特記仕様書等に示される資料は整理されているか。					1-27	周辺環境の調査が必要な場合は、その内容が明示されているか。	2-5	設計計算書(構造物(指定仮設備含む)、隣接工区含む)等は整理されているか。
	(10) その他	1-28	工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等が明示されているか。			2-5	設計計算書(構造物(指定仮設備含む)、隣接工区含む)等は整理されているか。				(10) その他	1-28	工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等が明示されているか。	2-6	特記仕様書等に明示されている支障物移設予定時期及び占有者に関する資料は整理されているか。
		1-29	支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、規格、引き渡し場所、引き渡し時期等が明示されているか。			2-6	特記仕様書等に明示されている支障物移設予定時期及び占有者に関する資料は整理されているか。					1-29	支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、規格、引き渡し場所、引き渡し時期等が明示されているか。	2-7	地盤沈下、振動、地下水枯渇等による影響が第三者に及ばないか、関連資料は整理されているか。
		1-30	架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件等が明示されているか。			2-7	地盤沈下、振動、地下水枯渇等による影響が第三者に及ばないか、関連資料は整理されているか。					1-30	架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件等が明示されているか。	2-8	地下占用物である電線、電話線、上下水道、ガス管等の地下埋設物を示した図面(平面、横断、深さ等)等関連資料は整理されているか。
		1-31	特許工法等を指定する場合は、その内容が明示されているか。			2-8	設計成果物、関連工事の出来形測量成果物等(報告書等)の貸与資料(電子データを含む)に不足ないか、追加事項は整理されているか。					1-31	特許工法等を指定する場合は、その内容が明示されているか。	2-9	設計成果物、関連工事の出来形測量成果物等(報告書等)の貸与資料(電子データを含む)に不足ないか、追加事項は整理されているか。
		1-32	部分しゅん工、部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び時期等が明示されているか。									1-32	部分しゅん工、部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び時期等が明示されているか。		

		2-9	設計成果物、関連工事の出来形測量成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む）に不足ないか、追加事項は整理されているか。				
3	現地踏査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、基準点（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか。			3-2	建設発生土の受け入れ地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか。
		3-2	建設発生土の受け入れ地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか。			3-3	周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか。
		3-3	周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか。			3-4	土留・仮締切工の鋼矢板、H鋼杭打設前に溝掘り等を実施して支障物を確認したか。（地下埋管理者協議等による試掘を実施した場合は除く）
		3-4	土留・仮締切工の鋼矢板、H鋼杭打設前に溝掘り等を実施して支障物を確認したか。（地下埋管理者協議等による試掘を実施した場合は除く）			3-5	仮囲い又は立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか。
		3-5	仮囲い又は立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか。			3-6	土地境界の施工前及び施工後において、隣接土地所有者との立会による土地境界確認をしたか。
		3-6	土地境界の施工前及び施工後において、隣接土地所有者との立会による土地境界確認をしたか。			3-7	道路管理台帳及び占有者との現地確認をしたか。
		3-7	道路管理台帳及び占有者との現地確認をしたか。			3-8	鋼矢板、杭等の施工に先立ち、明らかに地下埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事講習災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか。（地下埋管理者協議等による試掘をした場合は除く）
		3-8	鋼矢板、杭等の施工に先立ち、明らかに地下埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事講習災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか。（地下埋管理者協議等による試掘をした場合は除く）			3-9	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強、補修等を実施しようとする橋脚及び基礎、橋梁等について、形状や鉄筋の位置、添加物等を既存のしゅん工図等で確認するとともに、海水又は鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を確認したか。
		3-9	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強、補修等を実施しようとする橋脚及び基礎、橋梁等について、形状や鉄筋の位置、添加物等を既存のしゅん工図等で確認するとともに、海水又は鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を確認したか。			3	現地踏査
3-11	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか。						
3-12	周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、現地地盤を確認したか。						
3	現地踏査	3-10	地質調査報告書と工事現場の踏査結果（地質、地下水等）が整合するかを確認したか。			4-1	桁の製作に着手する前に原寸図等を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかを確認したか。
		3-11	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか。			4-2	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組み立て可能か、また配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを確認したか。
		3-12	周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、現地地盤を確認したか。			4-3	一般図に必要な項目が記載されているかを確認したか。（水位、設計条件、地質条件、建築限界等）
4	設計図	4-1	桁の製作に着手する前に原寸図等を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかを確認したか。			4-4	平面図に必要な工事内容が明示されているかを確認したか。（本体構造物、付属構造物等）
		4-2	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組み立て可能か、また配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを確認したか。			4-5	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかを確認したか。
		4-3	一般図に必要な項目が記載されているかを確認したか。（水位、設計条件、地質条件、建築限界等）				

4	設計図	4-3	一般図に必要な項目が記載されているかを確認したか。 (水位、設計条件、地質条件、建築限界等)	4	設計図	4-6	構造図に地質条件(柱状図、地下水位等)が明示されているかを確認したか。	5	数量計算	5-1	数量計算は、数量算出要領と整合しているか。また、数量計算に用いた値は図面の寸法と一致しているかを確認したか。		
		4-4	平面図に必要な工事内容が明示されているかを確認したか。(本体構造物、付属構造物等)			4-7	図面が明瞭に描かれているかを確認したか。(構造線と寸法線の使い分けがなされているか)			5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎の区分に合わせてまとめられているかを確認したか。		
		4-5	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかを確認したか。			4-8	構造詳細は適用基準及び打ち合わせ事項と整合しているかを確認したか。			5-3	関連工事(下部工と上部工など)との数量は分けられているかを確認したか。		
		4-6	構造図に地質条件(柱状図、地下水位等)が明示されているかを確認したか。			4-9	各設計図がお互いに整合されているかを確認したか。 ・一般平面図と縦断図(構造一般図と線形図) ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属構造物図(鋼製橋脚図、支沓配置図、落橋防止装置図等) ・本体と付属構造物の取り合い 等			6	設計計	6-1	使用されている設計基準等は適切かを確認したか。
		4-7	図面が明瞭に描かれているかを確認したか。(構造線と寸法線の使い分けがなされているか)									4-10	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかを確認したか。(特に応力計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか) ・壁厚 ・鉄筋(径、ピッチ、使用材料(材質)、ラップ位置・長、主鉄筋の定着長、ガス圧接位置等) ・使用材料(材質) ・その他
		4-8	構造詳細は適用基準及び打ち合わせ事項と整合しているかを確認したか。			4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかを確認したか。						
		4-9	各設計図がお互いに整合されているかを確認したか。 ・一般平面図と縦断図(構造一般図と線形図) ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属構造物図(鋼製橋脚図、支沓配置図、落橋防止装置図等) ・本体と付属構造物の取り合い 等			4-10	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかを確認したか。(特に応力計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか) ・壁厚 ・鉄筋(径、ピッチ、使用材料(材質)、ラップ位置・長、主鉄筋の定着長、ガス圧接位置等) ・使用材料(材質) ・その他					4-12	地質調査報告書と設計図書の整合(調査箇所と柱状図、地質断面図、地質横断図)はとれているかを確認したか。
										4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかを確認したか。		
										4-12	地質調査報告書と設計図書の整合(調査箇所と柱状図、地質断面図、地質横断図)はとれているかを確認したか。		
										4-13	隣接工区等との整合はとれているかを確認したか。		
										4-14	関連工事(下部工と上部工など)との施工区分は明確にされているかを確認したか。		
		4-15	構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かどうかを確認したか。(架設条件等)										

5	数量計算	5-1	数量計算は、数量算出要領と整合しているか。また、数量計算に用いた値は図面の寸法と一致しているかを確認したか。
		5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎の区分に合わせてまとめられているかを確認したか。
		5-3	関連工事（下部工と上部工など）との数量は分けられているかを確認したか。
6	設計計算書	6-1	使用されている設計基準等は適切かを確認したか。
		6-2	設計基本条件は適切かを確認したか。（荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等（インプットデータ、計算過程含む））
		6-3	構造・線形条件は妥当かを確認したか。（橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等（インプットデータ、計算過程含む））

注 1) 上記 4-10 は特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているかの確認であって、計算内容のチェックまでは含まない。  
注 2) 上記,4-11,6-1 は計算内容のチェックまでは含まない。  
注 3) 上記,6-2 は荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等基本条件の確認であって、計算内容のチェックまでは含まない。  
注 4) 上記,6-3 は橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等基本条件の確認であって、計算内容のチェックまでは含まない。

算書	6-2	設計基本条件は適切かを確認したか。（荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等（インプットデータ、計算過程含む））
	6-3	構造・線形条件は妥当かを確認したか。（橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等（インプットデータ、計算過程含む））

注 1) 上記 4-10 は特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているかの確認であって、計算内容のチェックまでは含まない。  
注 2) 上記,4-11,6-1 は計算内容のチェックまでは含まない。  
注 3) 上記,6-2 は荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等基本条件の確認であって、計算内容のチェックまでは含まない。  
注 4) 上記,6-3 は橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等基本条件の確認であって、計算内容のチェックまでは含まない。



#### 6-4. 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）

受注者が自らの負担で実施する照査の範囲を超えるものの事例を以下に示す。下記内容は、「設計図書の照査」の範囲を超えるものであることから、設計変更が可能なケースとなる。

なお、下記は参考事例として示すものであることから、当該項目に捕らわれることなく、「設計図書の照査」の範囲について判断する必要があることに留意すること。

1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う）。
7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構計図面作成。
10. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
11. 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
12. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
13. 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする）。

（注）適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

#### 6-4. 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）

受注者が自らの負担で実施する照査の範囲を超えるものの事例を以下に示す。下記内容は、「設計図書の照査」の範囲を超えるものであることから、設計変更が可能なケースとなる。

なお、下記は参考事例として示すものであることから、当該項目に捕らわれることなく、「設計図書の照査」の範囲について判断する必要があることに留意すること。

1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う）。
7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構計図面作成。
10. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
11. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
12. 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする）。

（注）適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

国交省の「設計図書の照査」の内容を反映



7. 設計図書の訂正又は変更

7-1. 設計書の訂正又は変更について（工事請負契約書の第 18 条、第 19 条）

「第 18 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの」については、発注者と受注者とが協議して発注者が行うものとする。

なお、工事請負契約書の第 18 条第 4 項に規定されるとおり、発注者は必要があると認められた場合は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

また、工事請負契約書の第 19 条に規定されるとおり、工事請負契約書第 18 条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

工事請負契約書 第18条第1項

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

工事請負契約書 第18条第4項

4 前項の調査の結果により第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- 二 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- 三 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

7. 設計図書の訂正又は変更

7-1. 設計書の訂正又は変更について（工事請負契約書の第 18 条、第 19 条）

「第 18 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの」については、発注者と受注者とが協議して発注者が行うものとする。

なお、工事請負契約書の第 18 条第 4 項に規定されるとおり、発注者は必要があると認められた場合は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

また、工事請負契約書の第 19 条に規定されるとおり、工事請負契約書第 18 条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

工事請負契約書 第18条第1項

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

工事請負契約書 第18条第4項

4 前項の調査の結果により第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- 二 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- 三 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

**工事請負契約書 第19条**

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**工事請負契約書 第19条**

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**7-2 工事内容の変更などの補助作業に関する規定**

工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。第18条第4項に記載されているとおり、発注者が行う。

**7-2 工事内容の変更などの補助作業に関する規定**

工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。第18条第4項に記載されているとおり、発注者が行う。

**工事請負契約書 第18条（条件変更等）第4項**

- 4 前項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

**工事請負契約書 第18条（条件変更等）第4項**

- 4 前項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 四** 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - 五** 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - 六** 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

また、監督員の指示に基づき、受注者の負担で実施すべき補助作業については土木工事共通仕様書に記載されているとおりであるが、具体的な内容は以下のとおりである。

また、監督員の指示に基づき、受注者の負担で実施すべき補助作業については土木工事共通仕様書に記載されているとおりであるが、具体的な内容は以下のとおりである。

- ①工事材料に関する調査、試験  
品質管理基準に含まれる試験で共通仮設費（率計上）の技術管理費に含まれるもの。
- ②現地状況の調査、観測  
土木工事共通仕様書 1.2.9、1.2.10 に基づき実施する測量調査等で、共通仮設費（率計上）の準備費に含まれるもの。
- ③設計計算、図面作成及び数量算出  
監督員より条件変更該当する調査結果の通知と設計図書の変更または訂正に係る通知を受けた場合の作業で、共通仮設費（率計上）の技術管理費にふくまれるもの。なお、技術管理費（率計上）に含まれるものは、現地取り合いに係る軽微な図面変更程度のものとする。
- ④施工法の比較、検討

- ①工事材料に関する調査、試験  
品質管理基準に含まれる試験で共通仮設費（率計上）の技術管理費に含まれるもの。
- ②現地状況の調査、観測  
土木工事共通仕様書 1.2.9、1.2.10 に基づき実施する測量調査等で、共通仮設費（率計上）の準備費に含まれるもの。
- ③設計計算、図面作成及び数量算出  
監督員より条件変更該当する調査結果の通知と設計図書の変更または訂正に係る通知を受けた場合の作業で、共通仮設費（率計上）の技術管理費にふくまれるもの。なお、技術管理費（率計上）に含まれるものは、現地取り合いに係る軽微な図面変更程度のものとする。
- ④施工法の比較、検討

契約書の条項を修正

条件変更に伴い施工方法の変更が生ずる場合に行う概略の工法比較資料の作成で、工法選定の基礎となる作業で共通仮設費（率計上）の技術管理費に含まれるもの。

⑤その他工事内容の変更に必要な資料

監督員が指示するその他必要資料で軽微なもので、その他共通仮設費（率計上）に含まれるもの。

土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

1.1.23 設計図書の変更

(3) 工事内容の変更等の補助作業

受注者は、監督員の指示に従い工事内容の変更等を行うために必要となる業務の補助として、次に掲げる作業を実施すること。

- ① 工事材料に関する調査、試験
- ② 現地状況の調査、観測
- ③ 施工法の比較、検討
- ④ 設計計算、図面作成及び数量算出
- ⑤ その他工事内容の変更に必要な資料の作成

(4) 受注者の都合による工事内容の変更

受注者は、自らの都合により、設計図書に定められた内容と異なった施工法等で工事の施工を行おうとする場合は、あらかじめ監督員に**工事打合せ簿により**施工法変更承諾願を提出し、承諾を得なければならない。なお、受注者の都合による工事内容の変更の場合には、受注者がその費用を負担しなければならない。

条件変更に伴い施工方法の変更が生ずる場合に行う概略の工法比較資料の作成で、工法選定の基礎となる作業で共通仮設費（率計上）の技術管理費に含まれるもの。

⑤その他工事内容の変更に必要な資料

監督員が指示するその他必要資料で軽微なもので、その他共通仮設費（率計上）に含まれるもの。

土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

1.1.23 設計図書の変更

(3) 工事内容の変更等の補助作業

受注者は、監督員の指示に従い工事内容の変更等を行うために必要となる業務の補助として、次に掲げる作業を実施すること。

- ① 工事材料に関する調査、試験
- ② 現地状況の調査、観測
- ③ 施工法の比較、検討
- ④ 設計計算、図面作成及び数量算出
- ⑤ その他工事内容の変更に必要な資料の作成

(4) 受注者の都合による工事内容の変更

受注者は、自らの都合により、設計図書に定められた内容と異なった施工法等で工事の施工を行おうとする場合は、あらかじめ監督員に**施工法変更承諾願（様式-1-3）**を提出し、承諾を得なければならない。なお、受注者の都合による工事内容の変更の場合には、受注者がその費用を負担しなければならない。

土木工事共通仕様書の内容を反映

## 8. 設計変更の対象となるケース

### 8-1. 設計変更の対象となるケースについて 設計変更の対象となるケースは以下の通り。

#### 工事請負契約書 より

- 第 15 条第 7 項（支給材料及び貸与品）：  
発注者は、前 2 項\*の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
※前 2 項  
第 15 条第 5 項、第 15 条第 6 項
- 第 18 条第 5 項（条件変更等）：  
前項\*の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
※前項  
第 18 条第 4 項
- 第 19 条（設計図書の変更）：  
発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 第 20 条第 3 項（工事の中止）：  
発注者は、前 2 項\*の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持する若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
※前 2 項  
第 20 条第 1 項、第 20 条第 2 項
- 第 22 条第 2 項（受注者の請求による工期の延長）：  
発注者は、前項\*の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
※前項  
第 22 条第 1 項

## 8. 設計変更の対象となるケース

### 8-1. 設計変更の対象となるケースについて 設計変更の対象となるケースは以下の通り。

#### 工事請負契約書 より

- 第 15 条第 7 項（支給材料及び貸与品）：  
発注者は、前 2 項\*の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
※前 2 項  
第 15 条第 5 項、第 15 条第 6 項
- 第 18 条第 5 項（条件変更等）：  
前項\*の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
※前項  
第 18 条第 4 項
- 第 19 条（設計図書の変更）：  
発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 第 20 条第 3 項（工事の中止）：  
発注者は、前 2 項\*の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持する若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
※前 2 項  
第 20 条第 1 項、第 20 条第 2 項
- 第 22 条第 2 項（受注者の請求による工期の延長）：  
発注者は、前項\*の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
※前項  
第 22 条第 1 項



## 工事請負契約書 より

- 第 23 条第 2 項（発注者の請求による工期の短縮）：  
発注者は、前 2 項\*の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。  
※前項  
第 23 条第 1 項
- 第 26 条第 2 項（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）：  
発注者又は受注者は、前項\*の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。  
※前項  
第 26 条第 1 項
- 第 27 条第 4 項（臨機の措置）：  
受注者が第 1 項又は前項\*の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。  
※前項  
第 27 条第 3 項
- 第 30 条第 4 項（不可抗力による損害）：  
発注者は、前項\*の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 39 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。  
※前項  
第 30 条第 3 項
- 第 31 条第 1 項（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）：  
発注者は、第 8 条、第 15 条、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 26 条から第 28 条まで、前条又は第 35 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 28 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

## 工事請負契約書 より

- 第 23 条第 3 項（発注者の請求による工期の短縮）：  
発注者は、前 2 項\*の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。  
※前 2 項  
第 23 条第 1 項、第 23 条第 2 項
- 第 26 条第 2 項（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）：  
発注者又は受注者は、前項\*の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。  
※前項  
第 26 条第 1 項
- 第 27 条第 4 項（臨機の措置）：  
受注者が第 1 項又は前項\*の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。  
※前項  
第 27 条第 3 項
- 第 30 条第 4 項（不可抗力による損害）：  
発注者は、前項\*の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 39 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。  
※前項  
第 30 条第 3 項
- 第 31 条第 1 項（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）：  
発注者は、第 8 条、第 15 条、第 17 条から第 23 条まで、第 26 条から第 28 条まで、前条、第 35 条又は第 42 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 28 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

契約書の条項を修正

## 工事請負契約書 より

- 第 35 条第 3 項（部分使用）：  
発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 第 42 条第 2 項（前払金等の不払に対する工事中止）：  
発注者は、前項\*の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

※前項

第 42 条第 1 項

## 工事請負契約書 より

- 第 35 条第 3 項（部分使用）：  
発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 第 42 条第 2 項（前払金等の不払に対する工事中止）：  
発注者は、前項\*の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

※前項

第 42 条第 1 項

## 土木工事共通仕様書 第 1 編 第 1 章 第 1 節 総則

### 1.1.28 変更契約

#### (1) 変更契約の条件

発注者及び受注者は、次の各号の何れかに該当する場合には、当社の基準により工事請負契約の変更（以下「変更契約」という。）を行うものとする。ただし、協議の結果、別途処理とすることが定められた場合には、これに従い処理するものとする。なお、変更契約の時期及び変更契約に必要な書類の提出については、監督員と受注者の間で協議するものとする。

- ① 契約図書の規定に基づく工事内容の変更又は追加に伴い、工期又は請負代金額の変更を行う場合
- ② 工事のしゅん工に伴い請負代金額の精算を行う場合
- ③ 契約書第 40 条の規定に基づく部分引渡を行う場合
- ④ 契約書第 44 条から第 46 条及び第 49 条、第 50 条の規定に基づき契約を解除する場合
- ⑤ 契約図書の規定に基づき発注者が費用を負担する場合

## 土木工事共通仕様書 第 1 編 第 1 章 第 1 節 総則

### 1.1.28 変更契約

#### (1) 変更契約の条件

発注者及び受注者は、次の各号の何れかに該当する場合には、当社の基準により工事請負契約の変更（以下「変更契約」という。）を行うものとする。ただし、協議の結果、別途処理とすることが定められた場合には、これに従い処理するものとする。なお、変更契約の時期及び変更契約に必要な書類の提出については、監督員と受注者の間で協議するものとする。

- ① 契約図書の規定に基づく工事内容の変更又は追加に伴い、工期又は請負代金額の変更を行う場合
- ② 工事のしゅん工に伴い請負代金額の精算を行う場合
- ③ 契約書第 40 条の規定に基づく部分引渡を行う場合
- ④ 契約書第 44 条から第 46 条及び第 49 条、第 50 条の規定に基づき契約を解除する場合
- ⑤ 契約図書の規定に基づき発注者が費用を負担する場合



## 8-2. 設計変更対応事例

下記の事例について、当社の考え方を整理したものを示す。ただし、実際の工事において、事例に示される内容と施工条件、契約条件（特記仕様書）等が相違するため、下記事例に類似している場合であっても、無条件に設計変更の対象となるものではなく、条件変更に合致しているか否かを確認のうえ、設計変更の可否を判断することが必要となる。

なお、契約時に履行の対象として技術提案された案件かどうかを確認したうえで、費用計上の可否を判断する。

また、受発注者間の事務手続きの不備を設計変更可否の判断基準としてはならない。

No	工種等	概要	考え方の整理
1	設計費	詳細設計付き工事に当初施工範囲外の構造物の設計を当該工事に追加した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当初の施工範囲外であれば費用計上は必要である。</li> <li>• ただし、当初工区範囲外の施工については、別途発注が原則。</li> <li>• 時間的制約、効率性等の観点で工事に追加する場合は、理由等を整理のうえ、費用を計上する。</li> </ul>
2	設計費	上部工の詳細設計の結果により下部工の鉄筋配置が変更となり検討費が必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上下部工の詳細設計については、手戻りがないよう工程管理をして実施するのが原則。</li> <li>• やむを得ず、下部工先行の場合は、受注者の責によらないことを確認のうえ、費用を計上する。</li> </ul>
3	設計費	隣接工区の橋梁へ落橋防止を設置するため設計を実施した。	隣接工区の橋梁の詳細設計費との重複がないことを確認したうえで費用を計上する。
4	工場製作	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術提案において溶接部の品質向上の為に、耐ラメラテア鋼の使用を提案し、詳細設計で採用された。</li> <li>• 技術提案において耐震性能の向上の為に、橋脚と上部工の支沓構造を剛結構造で提案し、詳細設計で採用された。</li> </ul> いずれの提案も履行確認対象外の提案とされていた。	入札時の技術提案であっても、提案時に発注者において「履行確認対象外」の判定がされているものについては、実施工で採用された場合は設計変更対象となり、その費用を計上する。

## 8-2. 設計変更対応事例

下記の事例について、当社の考え方を整理したものを示す。ただし、実際の工事において、事例に示される内容と施工条件、契約条件（特記仕様書）等が相違するため、下記事例に類似している場合であっても、無条件に設計変更の対象となるものではなく、条件変更に合致しているか否かを確認のうえ、設計変更の可否を判断することが必要となる。

なお、契約時に履行の対象として技術提案された案件かどうかを確認したうえで、費用計上の可否を判断する。

また、受発注者間の事務手続きの不備を設計変更可否の判断基準としてはならない。

No	工種等	概要	考え方の整理
1	設計費	詳細設計付き工事に当初施工範囲外の構造物の設計を当該工事に追加した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当初の施工範囲外であれば費用計上は必要である。</li> <li>• ただし、当初工区範囲外の施工については、別途発注が原則。</li> <li>• 時間的制約、効率性等の観点で工事に追加する場合は、理由等を整理のうえ、費用を計上する。</li> </ul>
2	設計費	上部工の詳細設計の結果により下部工の鉄筋配置が変更となり検討費が必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上下部工の詳細設計については、手戻りがないよう工程管理をして実施するのが原則。</li> <li>• やむを得ず、下部工先行の場合は、受注者の責によらないことを確認のうえ、費用を計上する。</li> </ul>
3	設計費	隣接工区の橋梁へ落橋防止を設置するため設計を実施した。	隣接工区の橋梁の詳細設計費との重複がないことを確認したうえで費用を計上する。
4	工場製作	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術提案において溶接部の品質向上の為に、耐ラメラテア鋼の使用を提案し、詳細設計で採用された。</li> <li>• 技術提案において耐震性能の向上の為に、橋脚と上部工の支沓構造を剛結構造で提案し、詳細設計で採用された。</li> </ul> いずれの提案も履行確認対象外の提案とされていた。	入札時の技術提案であっても、提案時に発注者において「履行確認対象外」の判定がされているものについては、実施工で採用された場合は設計変更対象となり、その費用を計上する。

5	集水柵等	現場打ち集水柵について、現場の錯綜による理由により、別場所での柵製作・運搬となった。	・当初の条件明示（他工事の工程の明示等）の確認を行い、受注者の責に負わないものか適切に判断したうえで費用を計上する。なお、工程短縮のために工場二次製品を採用した場合も同様である。	5	集水柵等	現場打ち集水柵について、現場の錯綜による理由により、別場所での柵製作・運搬となった。	・当初の条件明示（他工事の工程の明示等）の確認を行い、受注者の責に負わないものか適切に判断したうえで費用を計上する。なお、工程短縮のために工場二次製品を採用した場合も同様である。
6	掘削	当初設計図に示された掘削勾配は、1:0.5 としていたが、掘削途中での予期せぬ湧水により、自立しないため、1:1.0 に変更となった。	掘削勾配は設計図書には明示しないのが原則であり、明示されていても契約条件として指定しているものではない。従って、掘削勾配の変更は受注者の任意の範疇である。しかし、本件の様な特殊事例については、受注者からの変更協議があった場合は、発注時に提示したボーリングデータなどにより、地下水位の条件変更などを適切に整理したうえで、費用を計上する。	6	掘削	当初設計図に示された掘削勾配は、1:0.5 としていたが、掘削途中での予期せぬ湧水により、自立しないため、1:1.0 に変更となった。	掘削勾配は設計図書には明示しないのが原則であり、明示されていても契約条件として指定しているものではない。従って、掘削勾配の変更は受注者の任意の範疇である。しかし、本件の様な特殊事例については、受注者からの変更協議があった場合は、発注時に提示したボーリングデータなどにより、地下水位の条件変更などを適切に整理したうえで、費用を計上する。
7	基礎杭	現況地盤の試験の結果、杭打ち機の施工に必要な地盤支持力がなかったためセメント系改良材による地盤改良を実施した。	試験結果による地盤改良のため費用は計上する。なお、地盤改良については、工法、添加量等について室内試験などを行い最適な工法、添加量を決定する必要がある。	7	基礎杭	現況地盤の試験の結果、杭打ち機の施工に必要な地盤支持力がなかったためセメント系改良材による地盤改良を実施した。	試験結果による地盤改良のため費用は計上する。なお、地盤改良については、工法、添加量等について室内試験などを行い最適な工法、添加量を決定する必要がある。
8	鉄筋	詳細設計により、下部工のフーチングの鉄筋が太径となり、鉄筋比が変更となった。	詳細設計に伴う太径鉄筋の変更は数量精算のみで、加工費（太径鉄筋比）の変更は行わないのが原則。ただし、橋脚の追加、構造の変更等も伴うものは別途検討する。	8	鉄筋	詳細設計により、下部工のフーチングの鉄筋が太径となり、鉄筋比が変更となった。	詳細設計に伴う太径鉄筋の変更は数量精算のみで、加工費（太径鉄筋比）の変更は行わないのが原則。ただし、橋脚の追加、構造の変更等も伴うものは別途検討する。
9	止水ゴム	設計施工一括方式の工事で、打ち継ぎ部の止水ゴムを当初膨張性止水ゴムとしていたが、設計指針の変更により非加硫ブチルゴム系止水板に変更した。	設計施工一括方式の工事においては、受注者の責任で設計施工し、工事材料が変更になっても変更しないのが原則。本件については、「契約締結後、発注者が基本条件及び設計基準等の変更・・・を指示した場合」に該当するため、費用を計上する。	9	止水ゴム	設計施工一括方式の工事で、打ち継ぎ部の止水ゴムを当初膨張性止水ゴムとしていたが、設計指針の変更により非加硫ブチルゴム系止水板に変更した。	設計施工一括方式の工事においては、受注者の責任で設計施工し、工事材料が変更になっても変更しないのが原則。本件については、「契約締結後、発注者が基本条件及び設計基準等の変更・・・を指示した場合」に該当するため、費用を計上する。

10	施工時間	他工事からの引渡しが遅延したことにより、工程短縮のため夜間工事も実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き渡し時期は必ず特記仕様書に明示する。</li> <li>他工事の受注者に責があることが明確であれば、夜間工事に要する費用負担を検討する。</li> <li>他工事の受注者に責がなければ、夜間工事に要する費用を発注者が負担する。</li> </ul>	10	施工時間	他工事からの引渡しが遅延したことにより、工程短縮のため夜間工事も実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き渡し時期は必ず特記仕様書に明示する。</li> <li>他工事の受注者に責があることが明確であれば、夜間工事に要する費用負担を検討する。</li> <li>他工事の受注者に責がなければ、夜間工事に要する費用を発注者が負担する。</li> </ul>
11	施工時間	管理者協議等により、施工時間の制限があり標準の稼働時間より短くなった。	「時間的制約を受ける公共工事の積算」に基づき「労務費」の割り増し費用を計上する。	11	施工時間	管理者協議等により、施工時間の制限があり標準の稼働時間より短くなった。	「時間的制約を受ける公共工事の積算」に基づき「労務費」の割り増し費用を計上する。
12	障害物撤去	施工箇所に既設コンクリート構造物が存置されており、施工に支障となるため撤去した。	建物の基礎等については、補償費の範囲外であることを確認のうえ、費用計上する。また、撤去工法については、現場条件等を精査のうえ、最適な工法を選択する必要がある。なお、地下に存在する場合は掘削数量の変更も行う。	12	障害物撤去	施工箇所に既設コンクリート構造物が存置されており、施工に支障となるため撤去した。	建物の基礎等については、補償費の範囲外であることを確認のうえ、費用計上する。また、撤去工法については、現場条件等を精査のうえ、最適な工法を選択する必要がある。なお、地下に存在する場合は掘削数量の変更も行う。
13	障害物撤去	当初は現況地盤より下方部の障害物撤去を低騒音・低振動工法で実施することを考えていたが、障害物の位置が当初設計より更に下方部にあり、現況地盤より施工できなくなったため、原位置で施工できるワイヤーソー工法で施工した。	当初より障害物の存在が判明している場合は、図面に障害物の位置を明示しておくのは必須であり、施工方法についても特殊な工法であれば、明示しておくことが望ましい。本件の場合、障害物の位置が当初図面と違うことが条件変更となり、費用を計上するが、工法については最適工法を選択する必要がある。なお、地下にある場合は掘削数量の変更も行う。	13	障害物撤去	当初は現況地盤より下方部の障害物撤去を低騒音・低振動工法で実施することを考えていたが、障害物の位置が当初設計より更に下方部にあり、現況地盤より施工できなくなったため、原位置で施工できるワイヤーソー工法で施工した。	当初より障害物の存在が判明している場合は、図面に障害物の位置を明示しておくのは必須であり、施工方法についても特殊な工法であれば、明示しておくことが望ましい。本件の場合、障害物の位置が当初図面と違うことが条件変更となり、費用を計上するが、工法については最適工法を選択する必要がある。なお、地下にある場合は掘削数量の変更も行う。
14	仮設	工事で管理している一般道路についてポットホール等が発生したため補修した。	工事中に管理を移管されている街路の維持管理等に要する費用については計上する。実際の補修については小規模施工となることが多いため、実態を考慮するなどの積算が必要。	14	仮設	工事で管理している一般道路についてポットホール等が発生したため補修した。	工事中に管理を移管されている街路の維持管理等に要する費用については計上する。実際の補修については小規模施工となることが多いため、実態を考慮するなどの積算が必要。

1 5	仮設	先行工事において設置した仮囲い（技術提案：リース品）を後行工事でも必要なことから引継が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>先行工事の技術提案項目を後行工事に引継ぐこと理由の整理、及び先行工事の了解を取る（先行工事の財産のため。）必要がある。</li> <li>費用については、引継後のリース代・撤去費を計上する。</li> </ul>	1 5	仮設	先行工事において設置した仮囲い（技術提案：リース品）を後行工事でも必要なことから引継が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>先行工事の技術提案項目を後行工事に引継ぐこと理由の整理、及び先行工事の了解を取る（先行工事の財産のため。）必要がある。</li> <li>費用については、引継後のリース代・撤去費を計上する。</li> </ul>
1 6	仮設	明らかな設計（発注者）の瑕疵により、当初契約時の条件で施工が出来ず仮設工の追加や、施工機械の変更をした。	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計（発注者）の瑕疵は、条件変更に該当する。</li> <li>瑕疵の責任区分を発注者、設計業務受注者で明確にして修正設計を行い、工事受注者に指示する。</li> <li>※設計の業務受注者の瑕疵により、手戻りが発生した場合は、その費用請求等の検討が別途必要となる。</li> </ul>	1 6	仮設	明らかな設計（発注者）の瑕疵により、当初契約時の条件で施工が出来ず仮設工の追加や、施工機械の変更をした。	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計（発注者）の瑕疵は、条件変更に該当する。</li> <li>瑕疵の責任区分を発注者、設計業務受注者で明確にして修正設計を行い、工事受注者に指示する。</li> <li>※設計の業務受注者の瑕疵により、手戻りが発生した場合は、その費用請求等の検討が別途必要となる。</li> </ul>
1 7	仮設	埋設物の確認のため試掘を実施した。	工事開始前に各埋設管理者の台帳を調査し、管理者と協議のうえ試掘範囲を決定して費用を計上する。	1 7	仮設	埋設物の確認のため試掘を実施した。	工事開始前に各埋設管理者の台帳を調査し、管理者と協議のうえ試掘範囲を決定して費用を計上する。
1 8	仮設	水替え工で発生する水において、放流基準を超えるPH値のため、PH処理装置を設置した。	雨水・湧水等で水質が基準値を超えて処理装置を設置するものについては、費用を計上する。なお、受注者の任意施工に起因するもの（コンクリート打設時の養生水処理等）は計上出来ない。	1 8	仮設	水替え工で発生する水において、放流基準を超えるPH値のため、PH処理装置を設置した。	雨水・湧水等で水質が基準値を超えて処理装置を設置するものについては、費用を計上する。なお、受注者の任意施工に起因するもの（コンクリート打設時の養生水処理等）は計上出来ない。
1 9	準備費	施工箇所以外での工事用ヤード整地を実施した。	施工箇所の整地などについては、共通仮設費の率計上分に含まれるが、施工箇所以外でのヤードが必要となり、その整地を実施した場合は費用を計上する。	1 9	準備費	施工箇所以外での工事用ヤード整地を実施した。	施工箇所の整地などについては、共通仮設費の率計上分に含まれるが、施工箇所以外でのヤードが必要となり、その整地を実施した場合は費用を計上する。
2 0	安全費	工事区域から離れた箇所での通学時の交通誘導警備員、看板等の配備を地元協議により求められた。	交通誘導警備員は、共通仮設費の積み上げ項目なので費用を計上する。看板等については、通常は共通仮設費（率）に含まれるものと判断するが、本件は「工事区域より離れた箇所」での設置なので率には含まれていないと判断し、費用計上する。	2 0	安全費	工事区域から離れた箇所での通学時の交通誘導警備員、看板等の配備を地元協議により求められた。	交通誘導警備員は、共通仮設費の積み上げ項目なので費用を計上する。看板等については、通常は共通仮設費（率）に含まれるものと判断するが、本件は「工事区域より離れた箇所」での設置なので率には含まれていないと判断し、費用計上する。

2 1	安全費	交通管理者協議により工事区域の占有に工事用フェンスではなく、H鋼フェンスに変更となった。	工事区域の工事用フェンスは、共通仮設費の率に含まれるが、H鋼については率には含まれていないと判断し、H鋼のみの費用を計上する。	2 1	安全費	交通管理者協議により工事区域の占有に工事用フェンスではなく、H鋼フェンスに変更となった。	工事区域の工事用フェンスは、共通仮設費の率に含まれるが、H鋼については率には含まれていないと判断し、H鋼のみの費用を計上する。	
2 2	安全費	夜間工事において、受注者が計画した夜間照明では現場実施時に暗かったことから追加の照明設置を指示した。	夜間作業における工事用照明は、共通仮設費の率分に含まれるため追加計上できない。なお、第3者の安全のための仮設照明（道路、歩道など）は追加計上できる。	2 2	安全費	夜間工事において、受注者が計画した夜間照明では現場実施時に暗かったことから追加の照明設置を指示した。	夜間作業における工事用照明は、共通仮設費の率分に含まれるため追加計上できない。なお、第3者の安全のための仮設照明（道路、歩道など）は追加計上できる。	
2 3	安全費	準備工（現地測量等）に伴い、交通誘導警備員の配備が発生した。	準備作業に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、積算基準に「準備に伴う交通誘導警備員の費用については安全費に積上げ計上する。」とあり、費用計上する。	2 3	安全費	準備工（現地測量等）に伴い、交通誘導警備員の配備が発生した。	準備作業に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、積算基準に「準備に伴う交通誘導警備員の費用については安全費に積上げ計上する。」とあり、費用計上する。	
2 4	技術管理費	特殊配合のコンクリートを使用するにあたり、受注者が示方配合及び計画配合決定のため試験練りを実施した。	通常的に実施される試験練りについては、共通仮設費（技術管理費）に含まれていると考えているのが妥当。しかし、通常以上に実施される試験練りについてはその妥当性を適切に判断のうえ、費用計上する。	2 4	技術管理費	特殊配合のコンクリートを使用するにあたり、受注者が示方配合及び計画配合決定のため試験練りを実施した。	通常的に実施される試験練りについては、共通仮設費（技術管理費）に含まれていると考えているのが妥当。しかし、通常以上に実施される試験練りについてはその妥当性を適切に判断のうえ、費用計上する。	
2 5	役務費	桁の架設用クレーンの設置において工事ヤードの借地が必要となった。	受注者の任意の架設方法に起因するものでないことを確認のうえ、費用を計上する。	2 5	役務費	桁の架設用クレーンの設置において工事ヤードの借地が必要となった。	受注者の任意の架設方法に起因するものでないことを確認のうえ、費用を計上する。	

## 9. 設計変更の対象とならないケース

(※下記は原則であり、特別な定めがある場合や、発注者が指定した場合は除くため、取り扱いについては各工事で検討すること。)

### 9-1. 設計変更の対象とならないケースについて

設計変更の対象とならないケースは以下の通り。

#### 工事請負契約書 より

- 第1条第3項(総則):  
仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 第8条(特許権等の使用):  
受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
- 第8条第2項(特許権等の使用):  
受注者は、工事の施行並びに工事目的物、工事材料及び工事仮設物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証し、知的財産権の侵害について第三者との間で紛争が生じた場合、自己の責任と負担において処理及び解決するものとし、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により発注者に生じる一切の損害を賠償するものとする。
- 第13条第2項(工事材料の品質及び検査等):  
受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 第14条第6項(監督員の立会い及び工事記録の整備等):  
第1項、第3項又は前項\*の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。  
※前項  
第14条第5項
- 第15条第10項(支給材料及び貸与品):  
受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

## 9. 設計変更の対象とならないケース

(※下記は原則であり、特別な定めがある場合や、発注者が指定した場合は除くため、取り扱いについては各工事で検討すること。)

### 9-1. 設計変更の対象とならないケースについて

設計変更の対象とならないケースは以下の通り。

#### 工事請負契約書 より

- 第1条第3項(総則):  
仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 第8条(特許権等の使用):  
受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
- 第8条第2項(特許権等の使用):  
受注者は、工事の施行並びに工事目的物、工事材料及び工事仮設物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証し、知的財産権の侵害について第三者との間で紛争が生じた場合、自己の責任と負担において処理及び解決するものとし、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により発注者に生じる一切の損害を賠償するものとする。
- 第13条第2項(工事材料の品質及び検査等):  
受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 第14条第6項(監督員の立会い及び工事記録の整備等):  
第1項、第3項又は前項\*の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。  
※前項  
第14条第5項
- 第15条第10項(支給材料及び貸与品):  
受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。



### 工事請負契約書 より

- 第 17 条第 4 項（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）：  
前 2 項\*の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。  
※前 2 項  
第 17 条第 2 項、第 17 条第 3 項
- 第 28 条（一般的損害）：  
工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 56 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 第 29 条（第三者に及ぼした損害）：  
工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 56 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 第 29 条第 2 項（第三者に及ぼした損害）：  
前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 第 32 条第 3 項（検査及び引渡し）：  
前項\*の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。  
※前項  
第 32 条第 2 項：

### 工事請負契約書 より

- 第 17 条第 4 項（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）：  
前 2 項\*の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。  
※前 2 項  
第 17 条第 2 項、第 17 条第 3 項
- 第 28 条（一般的損害）：  
工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 56 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 第 29 条（第三者に及ぼした損害）：  
工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 56 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 第 29 条第 2 項（第三者に及ぼした損害）：  
前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 第 32 条第 3 項（検査及び引渡し）：  
前項\*の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。  
※前項  
第 32 条第 2 項：

## 9-2. 設計変更の対象とならない事例

設計変更の対象とならない事例は以下の通り。

### ・協議回答のない施工

#### 土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

##### 1.1.13 監督員の権限行使

監督員が、その権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、又はその他監督員が必要と認めた場合には、監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。なお、口頭による指示等が行われた場合には、後日速やかに書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

### ・指示のない施工

#### 土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

##### 1.1.23 設計図書の変更

###### (1) 工事内容の変更

監督員が、契約書第18条第4項及び第19条の規定に基づき、受注者に対して示した設計図書の訂正又は変更（以下「工事内容の変更」という）を行う場合は、変更工事施工通知書によるものとする。

###### (2) 施工時期及び施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時期及び施工時間が定められている場合でその時期・時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

### ・施工法変更承諾

#### 土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

##### 1.1.23 設計図書の変更

###### (4) 受注者の都合による工事内容の変更

受注者は、自らの都合により、設計図書に定められた内容と異なった施工法等で工事の施工を行おうとする場合は、あらかじめ監督員に**工事打合せ簿により**施工法変更承諾願を提出し、承諾を得なければならない。なお、受注者の都合による工事内容の変更の場合には、受注者がその費用を負担しなければならない。

## 9-2. 設計変更の対象とならない事例

設計変更の対象とならない事例は以下の通り。

### ・協議回答のない施工

#### 土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

##### 1.1.13 監督員の権限行使

監督員が、その権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、又はその他監督員が必要と認めた場合には、監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。なお、口頭による指示等が行われた場合には、後日速やかに書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

### ・指示のない施工

#### 土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

##### 1.1.23 設計図書の変更

###### (1) 工事内容の変更

監督員が、契約書第18条第4項及び第19条の規定に基づき、受注者に対して示した設計図書の訂正又は変更（以下「工事内容の変更」という）を行う場合は、変更工事施工通知書によるものとする。

###### (2) 施工時期及び施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時期及び施工時間が定められている場合でその時期・時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

### ・施工法変更承諾

#### 土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

##### 1.1.23 設計図書の変更

###### (4) 受注者の都合による工事内容の変更

受注者は、自らの都合により、設計図書に定められた内容と異なった施工法等で工事の施工を行おうとする場合は、あらかじめ監督員に**施工法変更承諾願（様式-1-3）**を提出し、承諾を得なければならない。なお、受注者の都合による工事内容の変更の場合には、受注者がその費用を負担しなければならない。

土木工事共通仕様書の内容を反映

10. 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

なお、工程情報も施工条件に含まれるものであるため、当該工期設定に関する条件についても明示するものとする。

明示項目	明示事項（例）
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、工事名、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期</li> <li>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li> <li>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</li> <li>5. 出水期等による施工の休止等の制約がある場合はその制約を受ける影響箇所及び期間</li> <li>6. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</li> <li>7. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間 又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> <li>8. 設計工程上見込んでいる作業不能日（ノー工事日、年末年始、お盆の工事抑制、フレッシュアップ工事等による工事抑制、雪氷期間における高速上の工事抑制等）</li> <li>9. 詳細設計期間の明示、設計検討及び図面照査に係る担当者の明示 詳細設計付きでない工事において、設計検討の追加がある旨明示</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</li> <li>2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容</li> <li>3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして公共用地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>

10. 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

なお、工程情報も施工条件に含まれるものであるため、当該工期設定に関する条件についても明示するものとする。

明示項目	明示事項（例）
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、工事名、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期</li> <li>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li> <li>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</li> <li>5. 出水期等による施工の休止等の制約がある場合はその制約を受ける影響箇所及び期間</li> <li>6. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</li> <li>7. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間 又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> <li>8. 設計工程上見込んでいる作業不能日（ノー工事日、年末年始、お盆の工事抑制、フレッシュアップ工事等による工事抑制、雪氷期間における高速上の工事抑制等）</li> <li>9. 詳細設計期間の明示、設計検討及び図面照査に係る担当者の明示 詳細設計付きでない工事において、設計検討の追加がある旨明示</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</li> <li>2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容</li> <li>3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして公共用地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>

環境対策 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容（低騒音・低振動工法の採用など）</li> <li>2. 騒音・振動等の測定を指定する箇所がある場合は、その箇所及び測定期間</li> <li>3. 公害に関する特定指定地域指定がある場合は、その地域</li> <li>4. 塗装工事における、鉛対策に要する特別な設備を指定する必要がある場合は、その内容</li> <li>5. 工事の施工に伴って事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>	環境対策 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>5. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容（低騒音・低振動工法の採用など）</li> <li>6. 騒音・振動等の測定を指定する箇所がある場合は、その箇所及び測定期間</li> <li>7. 公害に関する特定指定地域指定がある場合は、その地域</li> <li>8. 塗装工事における、鉛対策に要する特別な設備を指定する必要がある場合は、その内容</li> <li>5. 工事の施工に伴って事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>
安全対策 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容・期間</li> <li>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>3. 落石、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>4. 交通誘導警備員、警戒船等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合</li> <li>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</li> </ol>	安全対策 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容・期間</li> <li>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>3. 落石、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>4. 交通誘導警備員、警戒船等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合</li> <li>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</li> </ol>
工事用道 路 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</li> <li>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> <li>(3) 交通規制等により占用する場合は、関係機関協議の有無等</li> </ol> </li> <li>2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容及び期間</li> <li>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）</li> <li>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</li> </ol> </li> <li>3. 他工事と工事用道路を共有する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 他工事と道路を共有する場合は、その共有する他工事名、工事用走路の管理者、共有する区間・期間等</li> </ol> </li> <li>4. 工事用道路の使用に制限がある場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用道路の使用に制限がある場合は、その制限内容</li> </ol> </li> </ol>	工事用道 路 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</li> <li>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> <li>(3) 交通規制等により占用する場合は、関係機関協議の有無等</li> </ol> </li> <li>2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容及び期間</li> <li>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）</li> <li>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</li> </ol> </li> <li>3. 他工事と工事用道路を共有する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 他工事と道路を共有する場合は、その共有する他工事名、工事用走路の管理者、共有する区間・期間等</li> </ol> </li> <li>4. 工事用道路の使用に制限がある場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用道路の使用に制限がある場合は、その制限内容</li> </ol> </li> </ol>
仮設備関 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</li> <li>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</li> <li>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</li> </ol>	仮設備関 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</li> <li>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</li> <li>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</li> </ol>

建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所や、時間等の処分条件及び保管条件等</li> <li>2. 他工事からの建設発生土を受け入れる場合は、その他工事名、発生土の種類、使用箇所等</li> <li>3. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</li> <li>4. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、時間等の処分条件</li> </ol>	建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所や、時間等の処分条件及び保管条件等</li> <li>2. 他工事からの建設発生土を受け入れる場合は、その他工事名、発生土の種類、使用箇所等</li> <li>3. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</li> <li>4. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、時間等の処分条件</li> </ol>
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</li> <li>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等</li> </ol>	工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</li> <li>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等</li> </ol>
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量等</li> <li>2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</li> </ol>	薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量等</li> <li>2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</li> <li>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等</li> <li>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</li> <li>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</li> <li>5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</li> <li>6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容</li> <li>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</li> <li>8. 部分引き渡しを行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</li> <li>9. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</li> <li>10. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等</li> <li>11. その他、各工事特有の条件等、明示が必要と考えられるもの</li> </ol>	その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</li> <li>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等</li> <li>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</li> <li>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</li> <li>5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</li> <li>6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容</li> <li>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</li> <li>8. 部分引き渡しを行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</li> <li>9. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</li> <li>10. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等</li> <li>11. その他、各工事特有の条件等、明示が必要と考えられるもの</li> </ol>

注) 本表の明示事項(例)は、各種工事で必要とされる一般的な明示事項を記載しているものであり、全ての施工条件を網羅しているものではないため、必要に応じて適宜、明示事項を追加すること。

注) その他、条件明示等の不足や記載漏れの確認については、参考資料の条件明示チェックリストを活用することができる。

注) 本表の明示事項(例)は、各種工事で必要とされる一般的な明示事項を記載しているものであり、全ての施工条件を網羅しているものではないため、必要に応じて適宜、明示事項を追加すること。

注) その他、条件明示等の不足や記載漏れの確認については、参考資料の条件明示チェックリストを活用することができる。

11. 総合評価落札方式において、技術提案内容と異なる行為を行う場合の設計変更について

総合評価落札方式において、技術提案内容と異なる行為を行う場合の設計変更については、入札説明書等にその旨が記載されているので、別途手続きを実施すること。

入札説明書（標準記載例）

○.その他

○) 契約変更の取扱い

上記○. (○) から (○) のいずれかに係る工事の契約変更については、工事請負契約書の規定に従い、設計図書に示す諸条件の変更（関係管理者協議や関係する工事間での協議・諸調整によるものを含む）等に基づく契約変更を行う。

ただし、技術提案書（コスト縮減提案を含む）に記載された内容（参考案を求めたものを除く）については、設計図書（金額を記載しない設計書・設計図）の変更は行うが、下記に該当する場合を除き、請負代金額及び工期の変更は行わないものとする。

- ① 社会的条件（地元対応、支障物、関係機関等）によって、新たな対策や施工体制の変更が生じた場合において、発注者と受注者による協議により、発注者の認めたもの
- ② 設計図書に明示されていない施工条件について予測することのできない特別な状態が生じた場合において、発注者と受注者による協議により、発注者の認めたもの
- ③ 契約締結後、発注者が基本条件及び設計基準等の変更又は機能を追加する新工種を指示した場合

現在の入札説明書には記載されていないので、項目を削除



**1 1. 契約後 VE において工事内容を変更する場合について**

契約後 VE 対象工事については、工事請負契約書第 19 条の 3 及び入札公告、入札説明書の工事概要にその旨が記載されているが、詳細については土木工事共通仕様書関係基準「契約後 VE 方式の実施要領」に記載されているため、当該記載に基づき別途手続きを実施すること。

**工事請負契約書 第19条の3  
(設計図書の変更に係る受注者のVE提案)**

受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは、設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

**1 2. 契約後 VE において工事内容を変更する場合について**

契約後 VE 対象工事については、工事請負契約書第 19 条の 3 及び入札公告、入札説明書の工事概要にその旨が記載されているが、詳細については土木工事共通仕様書関係基準「契約後 VE 方式の実施要領」に記載されているため、当該記載に基づき別途手続きを実施すること。

**工事請負契約書 第19条の3  
(設計図書の変更に係る受注者のVE提案)**

受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは、設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

**入札公告（標準記載例）**

**○. 工事概要**

**(○) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE の対象工事である。**

**入札説明書（標準記載例）**

**○. 工事概要**

**(○) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE の対象工事である。**

番号ずれ

現在の入札公告・入札説明書には記載されていないので、項目を削除

**12. 変更設計書の積算単価及び歩掛等に関する注意事項**

**12-1. 間接工事費における工種区分について**

- (1) 共通仮設費の工種区分は、設計変更時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。(土木工事標準積算基準 第1編 積算基準 第2章 工事価格③間接工事費 3 共通仮設費(建設・保全) 3-1 工種区分 (3) より)
- (2) 現場管理費の工種区分は、設計変更時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。(土木工事標準積算基準 第1編 積算基準 第2章 工事価格③間接工事費 4 現場管理費(建設・保全) 4-2 現場管理費の算定 (3) より)

**12-2. 設計変更における契約保証費について(土木工事標準積算基準 第1編 積算基準 第2章 工事価格 ⑤契約保証費 3 設計変更の取扱いより)**

- (1) 契約保証費を変更する場合
  - ①最終設計変更以外の設計金額が、契約保証手続きがなされた設計金額に対し2倍以上の増額変更時。
  - ②最終設計変更以外の設計金額が、契約保証手続きがなされた設計金額に対し減額の場合。
- (2) 契約保証費を変更しない場合
  - ①最終設計変更以外の設計金額が、契約保証手続きがなされた設計金額に対し2倍未満の増額変更時。
  - ②工期延期・短縮。
  - ③最終変更時。

**13. 変更設計書の積算単価及び歩掛等に関する注意事項**

**13-1. 間接工事費における工種区分について**

- (1) 共通仮設費の工種区分は、設計変更時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。(2020年度 土木工事標準積算基準 第1編 積算基準 第2章 工事価格③間接工事費 3 共通仮設費(建設・保全) 3-1 工種区分 (3) より)
- (2) 現場管理費の工種区分は、設計変更時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。(2020年度 土木工事標準積算基準 第1編 積算基準 第2章 工事価格③間接工事費 4 現場管理費(建設・保全) 4-2 現場管理費の算定 (3) より)

**13-2. 設計変更における契約保証費について(2020年度 土木工事標準積算基準 第1編 積算基準 第2章 工事価格 ⑤契約保証費 3 設計変更の取扱いより)**

- (1) 契約保証費を変更する場合
  - ①最終設計変更以外の設計金額が、契約保証手続きがなされた設計金額に対し2倍以上の増額変更時。
  - ②最終設計変更以外の設計金額が、契約保証手続きがなされた設計金額に対し減額の場合。
- (2) 契約保証費を変更しない場合
  - ①最終設計変更以外の設計金額が、契約保証手続きがなされた設計金額に対し2倍未満の増額変更時。
  - ②工期延期・短縮。
  - ③最終変更時。

番号ずれ

土木工事標準積算基準の年度を削除

### 13. 関連事項

#### 13-1. 入札前・契約後の設計図書等の疑義の解決

設計図書等に係る疑義については、下記により、入札前及び、契約後の設計図書照査の各段階で解決しておくことがスムーズな設計変更の協議につながるようになる。

##### 13-1-1. 入札前

入札前の疑義の解決については以下の通り。

#### 入札説明書（標準記載例）

##### ○. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書（申請書等含む）及び設計図書等に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。

① 提出期間：別表-○のとおり。

② 提出場所：上記○. に同じ。

③ 提出方法：原則、電子メール等によること。なお、電子メール等によることが困難な場合は書面持参による提出、郵送等又は電送によることができるものとする。

（※電子メール等による場合には、オリジナルデータ（別紙-○）により作成し、PDF 及びオリジナルデータ（別紙-○）を送付すること。）

（※電送又は電子メール等の場合には、着信を確認すること。）

(2) 上記（1）の質問に対する回答は、質問書を受け取った翌日から原則として5日（休日を除く）以内に電子メールで回答するものとする。

また、その回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間：別表-○のとおり。

② 閲覧場所：阪神高速道路株式会社ホームページ（工事の入札公告ページ）

(3) 他の競争参加希望者の質問及び回答についても閲覧に供しているため、閲覧期間中は適時確認を行うこと。

### 14. 関連事項

#### 14-1. 入札前・契約後の設計図書等の疑義の解決

設計図書等に係る疑義については、下記により、入札前及び、契約後の設計図書照査の各段階で解決しておくことがスムーズな設計変更の協議につながるようになる。

##### 14-1-1. 入札前

入札前の疑義の解決については以下の通り。

#### 入札説明書（標準記載例）

##### ○. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書（技術提案書等含む）に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期間：別表○. ○のとおり

② 提出場所：上記○. に同じ

③ 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない

(2) 上記（1）の質問に対する回答は、質問書を受け取った翌日から原則として5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に文書で回答するものとする。また、その回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間：別表○. ○のとおり

② 閲覧場所：上記○. に同じ（○○閲覧コーナー）

(3) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期間：別表○. ○のとおり

② 提出場所：上記○. に同じ

③ 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない

(4) 上記（3）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間：別表○. ○のとおり

② 閲覧場所：上記○. に同じ（○○閲覧コーナー）

番号ずれ

入札説明書の内容を反映

### 13-1-2. 契約後

契約後の疑義の解決については以下の通り。

#### 土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

##### 1.1.22 設計図書の照査等

###### (2) 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

### 13-2. 受発注者のコミュニケーションの促進

工事の契約内容に変更が生じた場合においては、工事変更指示時に工事監督部門に加えて積算部門含めた協議を行い双方の合意の基に工事を進め、適切な時期に設計変更を実施することが重要である。また、諸問題に対して迅速な対応を実現するため、ワンデーレスポンスを行うことが重要であり、土木工事共通仕様書及び同関係基準「ワンデーレスポンス実施要領」に基づき、実施するものとしている。

更に、土木工事等では設計・施工分離方式が採用されている場合が多く、設計者が行なった成果品を基に発注者が設計図を作成し、受注者はその設計図書に基づき工事を施工するため、設計思想が受注者に十分伝わらないことがある。加えて、土木工事等の特性から、当初の設計図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合や設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。

そのため、下記のとおり、設計・施工連絡会議（三者会議）を開催する。なお、三者会議の実施については、土木工事共通仕様書関係基準「設計・施工連絡会議（三者会議）実施要領」によるものとする。

対象工事：概略設計等が完了した成果品で発注した工事で三者会議の導入効果が高いと判断される工事

目的：公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者及び施工者（工事受注者をいう。）の三者が工事着手前等において一堂に会し、事業目的、設計思想・条件、関係機関等との協議状況等の情報の共有及び施工者が照査の結果判明した設計図書と現場との相違や、予期し得ない現場条件との変更等の施工上の課題等に対する意見交換等を行う場として開催する。

上記の実施にあたっては、Hi-TeLus（ハイテラス：阪神高速・工事情報等

### 14-1-2. 契約後

契約後の疑義の解決については以下の通り。

#### 土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

##### 1.1.22 設計図書の照査等

###### (2) 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

### 14-2. 受発注者のコミュニケーションの促進

工事の契約内容に変更が生じた場合においては、工事変更指示時に工事監督部門に加えて積算部門含めた協議を行い双方の合意の基に工事を進め、適切な時期に設計変更を実施することが重要である。また、諸問題に対して迅速な対応を実現するため、ワンデーレスポンスを行うことが重要であり、土木工事共通仕様書及び同関係基準「ワンデーレスポンス実施要領」に基づき、実施するものとしている。

更に、土木工事等では設計・施工分離方式が採用されている場合が多く、設計者が行なった成果品を基に発注者が設計図を作成し、受注者はその設計図書に基づき工事を施工するため、設計思想が受注者に十分伝わらないことがある。加えて、土木工事等の特性から、当初の設計図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合や設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。

そのため、下記のとおり、設計・施工連絡会議（三者会議）を開催する。なお、三者会議の実施については、土木工事共通仕様書関係基準「設計・施工連絡会議（三者会議）実施要領」によるものとする。

対象工事：概略設計等が完了した成果品で発注した工事で三者会議の導入効果が高いと判断される工事

目的：公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者及び施工者（工事受注者をいう。）の三者が工事着手前等において一堂に会し、事業目的、設計思想・条件、関係機関等との協議状況等の情報の共有及び施工者が照査の結果判明した設計図書と現場との相違や、予期し得ない現場条件との変更等の施工上の課題等に対する意見交換等を行う場として開催する。

上記の実施にあたっては、Hi-TeLus（ハイテラス：阪神高速・工事情報等



共有システム)を用いるなど、手段・手法にとらわれることなく、受発注者間のコミュニケーションをより図れるよう努めるものとする。

参考資料(関係通知等)

《法令関係》

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律新旧対照表
- 建設業法等の一部を改正する法律新旧対照条文(建設業法)
- 建設業法等の一部を改正する法律新旧対照条文(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

《国土交通省等資料》

- 発注関係事務の運用に関する指針(平成27年1月30日)公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議
- 改正品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)について(国土交通省公表資料 URL 参照 <http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishin.html>)
- 条件明示ガイドライン(案)(土木設計)  
(国土交通省公表資料URL参照 [http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu\\_joukenmeiji.html](http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_joukenmeiji.html))  
※照査項目チェックリスト、条件明示チェックリスト

《阪神高速道路株》

- 土木工事共通仕様書 抜粋
- 工事請負契約書(標準記載例) 抜粋

共有システム)を用いるなど、手段・手法にとらわれることなく、受発注者間のコミュニケーションをより図れるよう努めるものとする。

参考資料(関係通知等)

《法令関係》

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律新旧対照表
- 建設業法等の一部を改正する法律新旧対照条文(建設業法)
- 建設業法等の一部を改正する法律新旧対照条文(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

《国土交通省等資料》

- 発注関係事務の運用に関する指針(平成27年1月30日)公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議
- 改正品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)について(国土交通省公表資料 URL 参照 <http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishin.html>)
- 条件明示ガイドライン(案)(土木設計)  
(国土交通省公表資料URL参照 [http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu\\_joukenmeiji.html](http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_joukenmeiji.html))  
※照査項目チェックリスト、条件明示チェックリスト

《阪神高速道路株》

- 土木工事共通仕様書 抜粋
- 工事請負契約書(標準記載例) 抜粋

【「照査項目チェックリスト」 改定なし】

【「条件明示チェックリスト」 改定なし】

改定理由

注意事項